

大
阪
市

隣組防空指針

納

特244

本

966

年
三
月



0058111000

0058111-000

特244-966

隣組防空指針

大阪市

昭和16

AJH

序

聖戰已に五年目を迎へ皇軍の武威八紘に輝き世界新秩序建設への大進軍は着々として有効適切に續けられてゐる。洵に聖代の大歡喜である。然かも未だ都市空襲一度の災禍もなく皇軍制空の威力は無比の力強さを覺える次第である。然し乍ら豫想せらるゝ將來の戦争に於ては航空兵器の進歩向上と總力戰的交戦形態の判斷より考へて先づ空襲必至を覺悟しなければならぬ。戦争には絶對勝たなければならぬ。國民防空は最早戰場活動と同じ覺悟を要する所以である。

本書は大阪市町會規程による隣組が全市に整備せられ七萬の隣保團結を結集して高度國防國家建設の國是に翼賛する態勢を了つたので防空活動に於てもこの隣組を要素としてまづ國土防衛の第一線を確保し萬一の時機に於て大阪市防護の完璧を期するためにこれが自衛防空指導の要領を記述編纂したのである。

その内容は重點主義に則り簡潔を旨としたので勿論國民防空全般を説示し得てゐないが、不備不揃の點は更に補綴し或は別刊して將來十全を期したいと思ふ。只所期するところは三百五十萬市民が訓練に於ても實戰に即應して行動し實戰の場合は飽までも死守敢闘の防空精神を昂揚發揮し國土防衛の先鋭任務を全からしむる様に眞に防空の眞知識眞技能を體得實踐し得る様本書の活用を望む次第である。

終りに本指針編纂に際し種々指示を賜つた中部軍司令部、大阪師團、大阪府關係諸官に敬意を表して擱筆する。

目次

| | |
|--------------------|---|
| 一、隣組の精神 | 一 |
| 二、隣組防空の必要性 | 二 |
| 三、隣組の防空要諦 | 三 |
| 第一 隣組防空の意義 | 一 |
| 第二 都市空襲の實相 | 二 |
| 一、國土空襲の目的 | 一 |
| 二、空襲機の種類 | 二 |
| 三、空襲機數及各國爆撃機の性能 | 三 |
| 四、投下爆弾と其の災害 | 四 |
| 第三 防空警報 | 三 |
| 一、防空警報の種類 | 一 |
| 二、防空警報の傳達及受領 | 二 |
| 三、防空警報の傳達及受領 | 三 |
| 四、空襲警報、空襲警報解除の信號方法 | 四 |
| 第四 防空實施の準備 | 三 |
| 一、都市防空の重點 | 一 |
| 二、防空諸要素の準備 | 二 |
| 第五 防空の實施 | 三 |
| 一、防空實施の命令があつたら | 一 |
| 二、警戒警報が発令されたら | 二 |
| 三、空襲警報が発令されたら | 三 |



四、焼夷弾の延焼防止法の眼目……………四〇

五、焼夷弾を落されたら……………四〇

六、瓦斯攻撃を受けたら……………四〇

七、警防團長若しくは警察消防署長及町會長との連絡……………四〇

八、隣接隣組への協力……………四〇

九、消防機關が到着したら……………四〇

第六 消火實施上の心得

一、消火器による消火……………四〇

二、消火彈による消火……………四〇

三、バケツによる消火……………四〇

四、梯子の操作……………四〇

五、立體消火の方法……………四〇

六、被覆防火の方法……………四〇

第七 防 諜

一、秘密戰について……………四〇

二、スパイは何處に居るか……………四〇

三、日本國民性と防諜……………四〇

第八 警防團と隣組防空の職能其の他の比較表……………四〇

参 考

一、大阪市隣組防空指導要綱……………四〇

二、防空法……………四〇

三、防空法施行令……………四〇

四、警防團令……………四〇

五、燈火管制規則……………四〇

第一 隣組防空の意義

一、隣組の精神

現下内外の情勢は日を逐ふて緊迫の度を加へ正しく超非常時の感を深めて來た。この重大危局に備へ且これを乗切らんとするにはもはや百の議論より一の實踐即ち一刻も早く國家國民の總力を集結するに最も強力な國內體制の完成を急ぎ眞に國民打つて一丸となり一億の底力を奮ひ起して強行突破が敢行されねばならぬ。

かうした體制の一翼をなす力強い組織として先づとりあげられたのがわが町會であり隣組である。殊に隣組は國民團結の身近かな組織であり且は國民居ながらにして奉公出来る基底組織である。今日の隣組は單に親睦和合の域から更に一步進んで組内の人々が一塊りとなり隣組内に於て共同生活に關係ある事柄例へば非常災害、防空、防諜等に對する隣組自體の自衛策を講じて鐵壁の都市建設に努める働きを持つてゐる。かくしてこそ高度國防國家建設の基礎が打ち樹てられるのである。

二、隣組防空の必要性

豫想せらるゝ空襲下の都市戰場に於ては後に述べる空襲判斷により明らかである如く地域大火災の災害撲滅のためには何んといつても各人が自己の職場を守りつゝ戸々の家屋を死守し焼夷彈を最も早期に勇敢に防壁するの必要があるのである。即ち空襲の災害がまづ個々の家屋に始まるのであるから家庭毎に勇敢に應戰する、そして近隣相扶精神の發揮により自他の蒙る災害を團結して防衛する。又警報傳達

にしてもお互に知らしたり知らされたり、燈火管制に於ても相戒しめ合ひ、隣組内にある空家は共同して交代防護するなど飽まで相互扶助一身同體の自衛活動が必要なのであつて、平素に於ける親和共助が極度に防空活動に顯はれる様になさなければならぬ。國民防空の第一線としての隣組防空の必要なることはあたかも野戦に於ける第一線歩兵の分隊活動に相似て居る。

三、隣組の防空要諦

空襲下の都市は戦場である。防空活動員は戦闘員の心構でなければならぬ。野戦海戦が第一戦場であり、空中戦は第二戦場と考へるなれば正に都市防空は第三戦場と申してよい。然らば戦場の心構へは必勝の信念を以て飽までも敵を壓倒殲滅するの氣魄で行動し苟も戦意喪失の弱體を暴露してはならぬ。隣組防空の要諦はこの敢闘精神にある。でなければ如何に軍防空の善戦と警防諸機關の防備が完璧であつても、第一線たる隣組防空陣が總崩れの戦場となつては防衛陣の挽回をなし得ない状況とならう。隣組の防空活動員は打たれても叩かれても最後の勝利を確信し郷土防衛の死守に努めなければならぬ。尙隣組防空の完璧を期するにはこの敢闘精神の涵養に加ふるに防空智識の徹底、防空資材の完備、防空訓練の強化等に努めなければならぬ。

(2)

第二 都市空襲の實相

一、國土空襲の目的

航空兵器の使用——航空兵器そのものも、その用法も今後益々改善進歩を見るであらうといふことは

現在に於ける交戦手段の主要なる特徴の一つであつて、優秀なる航空機を以て敵の國土を空襲する目的は敵國空軍力を削減すると共に民心を攪亂し、政治經濟中樞を壊滅して戦争繼續の意志を打ち挫きよつて以て速に戦争の終局を収めやうとするのにある。この空襲の目的と空襲の災害は大體に於て文化の度と人口の密度とに比例するといふことを考へ合すとき次に示すやうなものは當然に空襲のよい目標になると心得ねばならぬ。

(一) 首都

(二) 大都市

(三) 軍事上重要な地域(飛行場、防空陣地、軍事機關、軍需工場、軍需倉庫、軍港、要港等
其他港灣施設等)

(四) 官公衙

(五) 通商、産業、交通、通信等の重要施設

(六) 國民日常生活上の重要施設(水道、瓦斯、電氣、市場、病院等に關する公共施設)

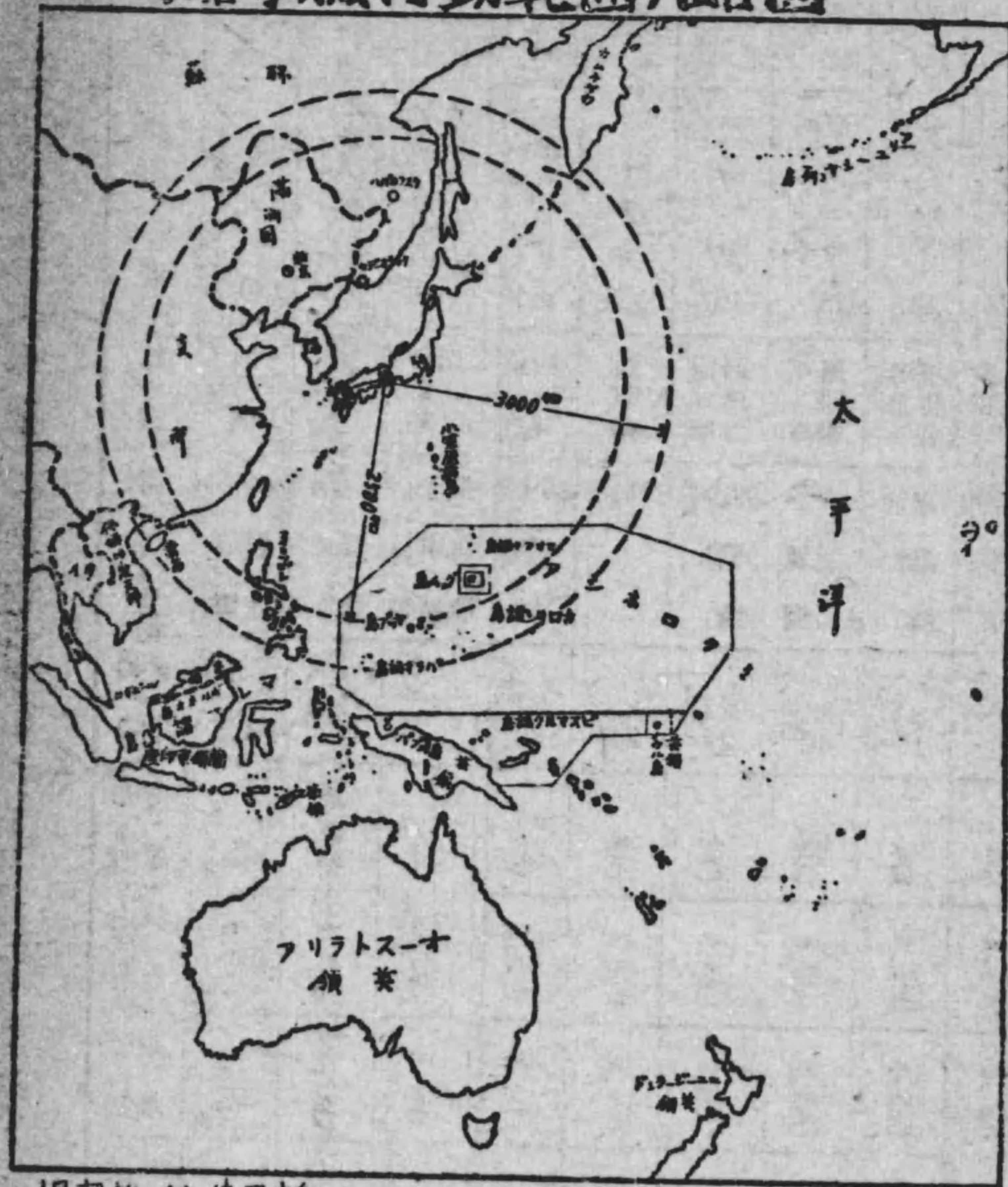
軍事上の重要地域を爆撃すれば相手の陸海軍を孤立させることとなり首府の壊滅は政治、經濟、産業、軍事、交通の中樞を覆へず結果となり併せて他の大都市及重要施設を破壊すれば國民の生活を混亂恐怖に陥れて戦意を失はしめることが出來ると云ふ譯である。

二、空襲判断

空襲判断は航空兵器の進歩と攻撃戦法の發展により左右せらるゝのであるが近代戦は空襲を以て宣戦

(3)

爆撃機行動範囲、略図



爆撃機、航続距離ヲ5000キロ—6000キロ(半径2500—3000キロ)ト見テ、我国主要地区ヲ空襲スルヲメ、敵、空軍基地、アルベキ範囲ヲ示シタモノ、敵機ガ生還シ、期サナイ場合ハ、図示、半径ハ2倍即チ5000—6000キロトナル。

布告に代ふるを常識とするので未だ防空部隊の展開完了せざるに先ち國土を空襲せらるゝ虞がある。

現在豫想せられてゐる空襲判断によると我國主要都市は沿海州から約一、〇〇〇キロであり時速四〇〇キロの爆撃機を以てすれば悠々二時間半にして到達し得られ而かも内地は幅狭く南北に長大であるから四周から空襲せられ易く且つ氣象は四季を通して高度概ね五千米以上は殆んど晴天にして然かも恒風偏西風であるがため現今の航空技術を以てすれば實に空襲は容易なものと判断せられる。

三、空襲機數及各國爆撃機の性能

主として時速四〇〇キロ内外の遠距離爆撃機を以て機數、時として二〇〇機内外に及ぶこともあらうが通常は整備運用等の關係から五〇機位の編隊をもつてするのを主とし且つ少數機を以て奇襲的に又頻繁に空襲するであらう。

次に各國爆撃機の性能を表示する。

各國爆撃機の性能

| 國別 | 機名 | 機種 | 構造 | 馬力 | 最大速度 | 上昇限度 | 航続距離 | 武装 |
|------|---------------------|-----|-----------|-------------|----------|------------|------------|------------------------|
| イギリス | ブリストール ボン・マイ 130 | 爆撃機 | 高金翼 陸製 | ×2 八九〇 | 三〇九 軒 | 七、六二〇 米 | 三、五八〇 軒 | 二 機銃 二、〇〇〇 炸彈 |
| 同 | デハンドレーベ デニ | 同 | 中同翼 陸製 | ×2 一、〇〇〇 | 四七 | 六、九二〇 | 二、二五〇 | 四 二、六五〇 |
| 同 | グイカリス ウエルスレイ | 同 | 低金翼 陸製 | ×1 九五 | 三五 | 一〇、七五〇 | 四、七五 | 二 九〇〇 |
| アメリカ | ロックヒル ソンド | 同 | 中金翼 陸製 | ×2 八七五 | 三六〇 | 六、八七〇 | 三、一〇〇 | 三 二、一〇〇 |
| 同 | マーチン W 166 | 爆撃機 | 同同 | ×2 一、〇五〇 | 四〇 | 七、五〇〇 | 三、三〇〇 | 三 一、〇〇〇 |
| 同 | マーチン W 167 | 同 | 低同翼 陸製 | ×2 一、〇五〇 | 四九〇 | 八、八四〇 | 三、〇〇〇 | 六 五七〇 |
| 同 | ボーイング B-15 | 超爆機 | 中金翼 陸製 | ×4 一、〇〇〇 | 四〇〇 | 七、〇〇〇 | 九、六〇〇 | 七 二、〇〇〇 |
| ドイツ | ハインケル | 急降機 | 低同翼 陸製 | ×1 一、〇五〇 | 三九五 | 八、五〇〇 | 一、四五〇 | 五 五〇〇 |
| 同 | ヘンシエル 124 | 多用機 | 中同翼 陸製 | ×2 八七〇 | 四三 | 六、〇〇〇 | 四、一〇〇 | 六 二、〇〇〇 |

| 國別 | 機名 | 機種 | 構造 | 馬力 | 最大速度 | 上昇限度 | 航続距離 | 武装 |
|------|-------------------|-----|------------|-----------|------|--------|---------|------------|
| 同 | ジャンケ エルス 86K | 爆撃機 | 低同翼 陸製 | ×2 八七〇 | 三七五 | 六、八〇〇 | 一、四、二五〇 | 三 一、二五〇 |
| フランス | アミオ 351 | 同 | 中同翼 陸製 | ×2 九五〇 | 五〇〇 | 一〇、〇〇〇 | 三、五〇〇 | 二 二、〇〇〇 |
| イタリヤ | キヤプロ ニ 135 | 爆撃機 | 木、金翼 陸製 | ×2 九〇〇 | 四三〇 | 八、〇〇〇 | 三、五〇〇 | 三 二、一〇〇 |
| 同 | ファイア ット 25 | 爆撃機 | 低金翼 陸製 | ×2 八四〇 | 四六〇 | 九、八〇〇 | 一、三〇〇 | 二 一、五〇〇 |
| 蘇聯 | テ 1、 バ 1、 6 | 重爆機 | 同同 | ×4 九五〇 | 四〇〇 | 八、〇〇〇 | 二、〇〇〇 | 五 三、〇〇〇 |
| 同 | エス、 バ 1、 2 | 軽爆機 | 中同翼 陸製 | ×2 七五〇 | 四〇〇 | 七、五〇〇 | 一、八〇〇 | 六 六〇〇 |

右の表より優秀な爆撃機は約二、三艘の爆撃を搭載して優に二、五〇〇軒乃至三、〇〇〇軒の遠距離を空襲し
而も八、〇〇〇米乃至九、〇〇〇米の高度迄上昇して隠密裡に飛行し得るまでになつてゐる。

以上現在の各國爆撃機の性能の概要を示したが、航空機の威力は年に月に急激な進歩を加へつゝあつて、
今年の記録も明年は直ちに更新される如き状態にあることを付加しておく。

四 投下爆弾と其災害

投下爆弾（飛行機から投下する爆弾を他の爆弾と區別して通常投下爆弾と云ふ）は飛行機の最も重要な
兵器である砲弾は火薬の力で砲身から發射されるものであるから弾肉を厚くして弾體を相當に強くして
おく必要があるけれども投下爆弾は飛行機から落せばよいのであるから砲弾に較べて弾肉を薄くしてそ

の代りに澤山の火薬を容れられる利益がある。投下爆弾には破片弾、地雷弾、破甲弾、特殊弾の四通りがあり特殊弾には焼夷弾、瓦斯弾、發煙弾、照明弾等がある。この中の主なものゝ用途、作用等のあらましを述べると次のやうである。

(一) 破片弾——人畜を殺傷するのが目的で普通三〇呎（八貫）以下の小型である、落達の瞬間澤山の破片となつて飛散し二〇米から四〇米以内に居る人畜を殺傷するものである。

(二) 地雷弾——建物の破壊を目的とするもので通常五〇呎（約一三貫）以上である弾肉を薄くして中に澤山の火薬を容れ特殊な仕掛によつて建物を貫いてからその内部若しくは地中で炸裂して破壊作用を現はすのである。

(三) 破甲弾——コンクリートの建物やその他の構築物、軍艦等特別に堅固な目標を打ち貫いて破壊しやうとするもので普通百呎（約二七貫）以上である。地雷弾と破甲弾とを稱して破壊爆弾といふ。

地雷弾、破甲弾は共に破壊作用ばかりでなく炸裂するとき起る激しい空氣の震盪や、飛散する破片によつて人馬を殺傷し又焼夷の作用をも現はすことがある。

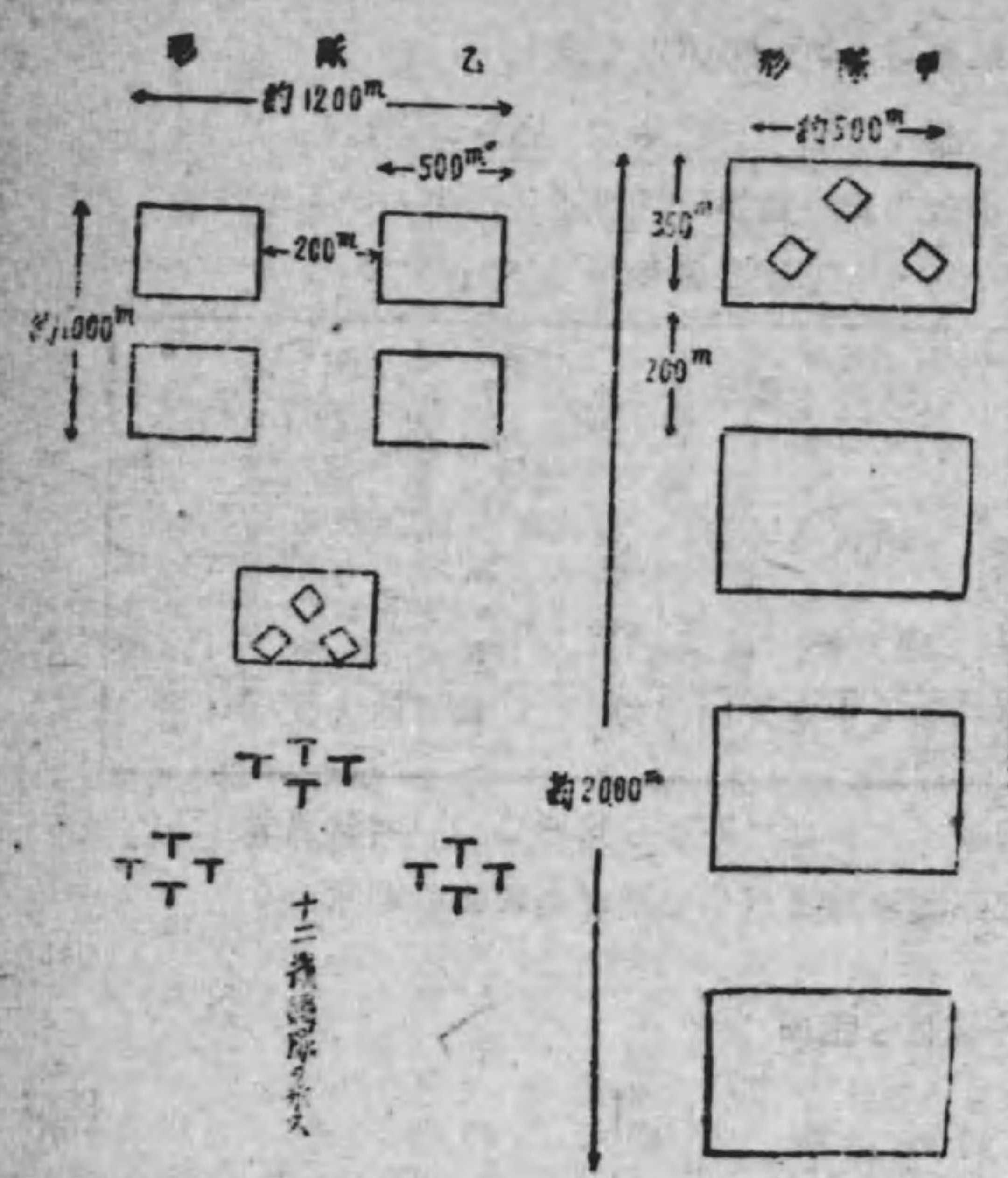
(四) 焼夷弾——火災の發生を目的とする、その大きは一呎乃至二呎位の小型のものから一〇呎を超へる比較的大型のものまである何れにしても輕量であるから、一臺の飛行機に多數の弾を積むことが出来る。焼夷弾の成分には燃燒しつゝある油脂を周圍へ撒き散らす様にしたもの（油脂焼夷弾）や高熱を發するエレクトロン——マグネシウムを主成分とする輕合金——（エレクトロン焼夷弾）や燃へてゐる燐片を飛ばすもの（黃磷焼夷弾）等種々考案されてゐる。

焼夷弾の家屋に對する作用には侵徹作用と焼夷作用とがある。家屋に衝突した瞬間には發火せず、或る

程度侵徹してから發火する様に仕掛けてあるものが多い。

次に焼夷弾に依る被弾地域及落下密度並に種類と燃燒及侵徹の作用、延焼防止の要領等を述べることにする。

(一) 焼夷弾の被弾地域及落下密度



イ、五十機内外を以てする爆撃隊形は

ハ、五十機編隊全機同時投下の場合

| 搭載量 | | 落下密度 | |
|-----|------|-------|-----|
| 機数 | 搭載量 | 被弾地 | 被弾地 |
| 一機 | 二噸 | 五〇〇發 | 約七米 |
| 五十機 | 一〇〇噸 | 二五〇〇發 | 約三米 |
| | | 二〇〇〇發 | 約三米 |
| | | 一〇〇〇發 | 約三米 |

| 種別 | 燃焼作用 | 侵徹作用 | 延焼防止法 |
|----------------|---|---|--|
| ニ 彈夷燒ソロトクレニ | 普通燒夷彈と稱するのは此のエレクトロン燒夷彈で之は内部にテルミットと云ふ極めて燃え易い燒夷劑がエレクトロンと稱する輕合金筒一杯充填されて之を飛行機から投下すると直に發火して内部の燒夷劑が燃焼すると共に彈體のエレクトロンも白輝光を放つて燃え強烈なる焔と火花を飛ばしつゝ攝氏二千度乃至三千度の高熱を發して彈全體が燃え盡し其の火力によつて附近の可燃性物に延焼して火災を起すのである其の彈の重さは一疋、二疋、五疋、十疋、二十疋等種々あるが我國の如き木造都市に對しては一疋、二疋程度の小型のものを數多く使はれるものと原料される。 | 燒夷彈は燒夷を目的として作られたものであるから破壊し得る力を彈自身が持つてゐないが何分高所から投下されるので(高度着角及び彈の重量により侵徹作用を一樣に論ずる事は出来なないが)輕量彈にても容易に木造家屋の屋根を貫いて屋内にて發火するものと想像される。世の中には燒夷彈は強い侵徹作用により木造家屋なれば地下四五尺迄も突入し消火の必要がないのでないかと考へられる人もある様だが決して左様な効果のない使用をする筈はなく、よし地下に突入しても燒夷彈を吹上げ家屋内部に於て燃焼するものと判断しなければならぬ、尙薄弱な洋館では時に屋蓋を貫くこともあり得る。要はエレクトロンにしても黃燐或は油脂にして木造家屋内部に於て燃焼するものと判断するを妥當とす。 | 不燃質物の上に於て燃焼する場合は多量の砂を以て消火する事が出来るが其の他の場合では火沫の飛散を防ぐ爲濡れ藎或は蒲團等を燒夷彈に被せると同時に其の上よりバケツ又は輕便手押ポンプによつて注水すればよい但し下部に焼け抜けることがあから注意を要す、若し飛沫を押し切れない場合は周囲の燃え移り易い物に注水せなければならぬことは云ふまでもない。焔を取押へるため消火薬を使用すると共に引續き注水を忘れてはならぬ。大體燒夷彈は二千度乃至三千度の高熱を以て燃焼し又彈自體が酸素を含んでゐるので少々位の水では容易に消火することが出来ないが燃焼時間が短いから周囲の燃焼し易い物が注水して延焼防止策を執る方が妥當である。尙燒夷彈自體に注水すると火沫を飛散するから皮膚部を露出せざる様着裝に注意を要す。 |

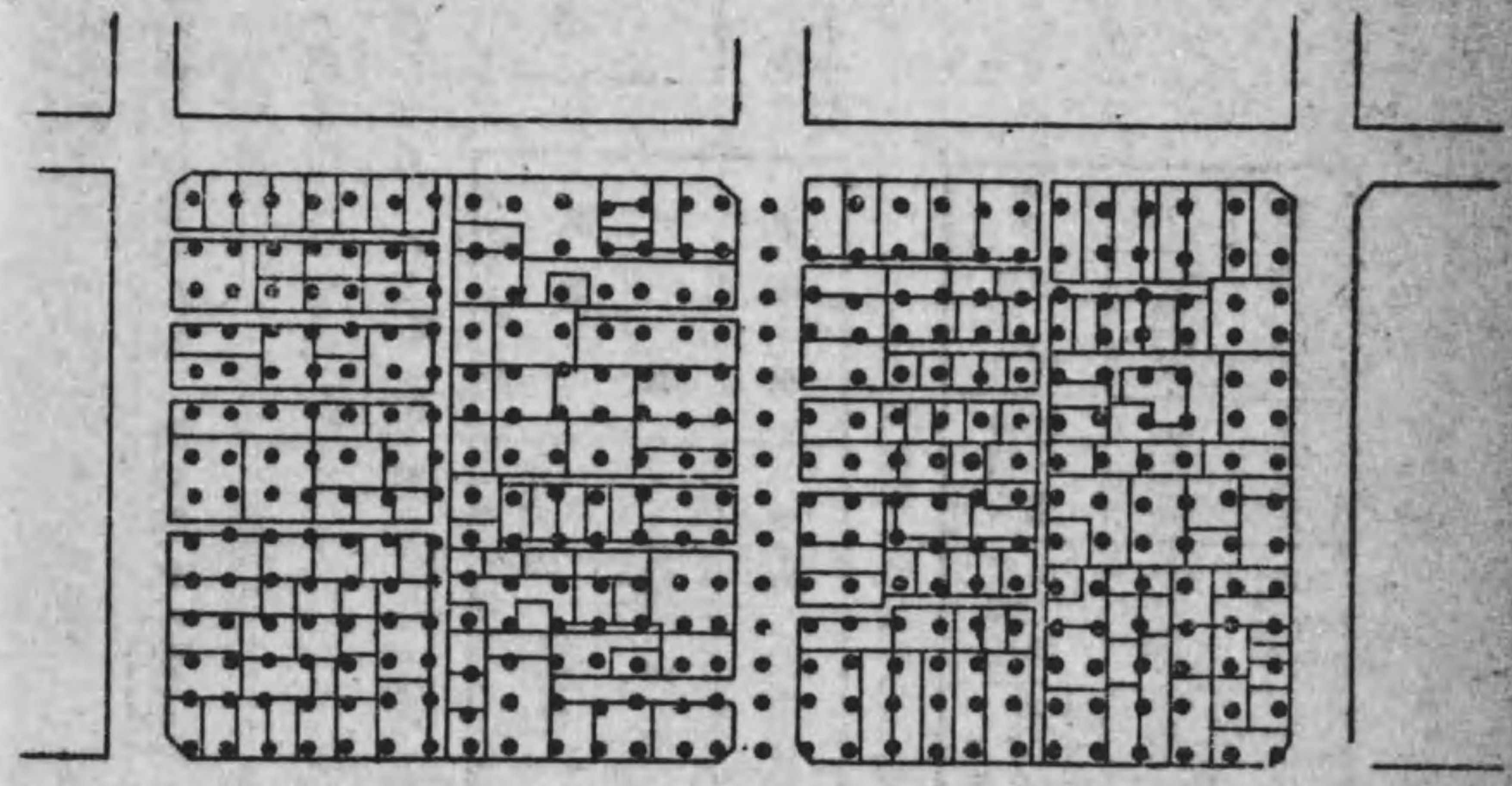
燒夷彈の種類、作用及延焼防止法

ニ、五十機編隊全機連續投下の場合
時速四五〇疋(秒速一二五米)、投下時間間隔〇、五秒とせば各機の投下彈着、間隔約六〇米となり被彈地正面は變らざるも縦深は増加す

| 隊形 | 被彈地正面 | 被彈地縦深 | 被彈地面積 | 落下密度 | | |
|----|--------------------------------|-------|--------|----------------|---------------|---------------|
| | | | | 五機編隊 | 五〇機編隊 | 一〇〇機編隊 |
| 甲 | 五〇〇米 | 四〇〇米 | 二〇〇萬平方 | 約一〇米平方 方ニ一發 | 約三米平方 方ニ一發 | 約四米平方 方ニ一發 |
| 乙 | 一〇〇〇米 | 三〇〇米 | 三〇〇萬平方 | 約四米平方 方ニ一發 | 約五米平方 方ニ一發 | 約五米平方 方ニ一發 |
| 備考 | 五機編隊、十發宛五〇機編隊、一〇〇機編隊、一發宛連續投下トス | | | | | |

以上の空襲判断を以てすれば空襲の必至にして且慘禍推して知るべく是に防空新體制確立の必至且急速性を強調す。


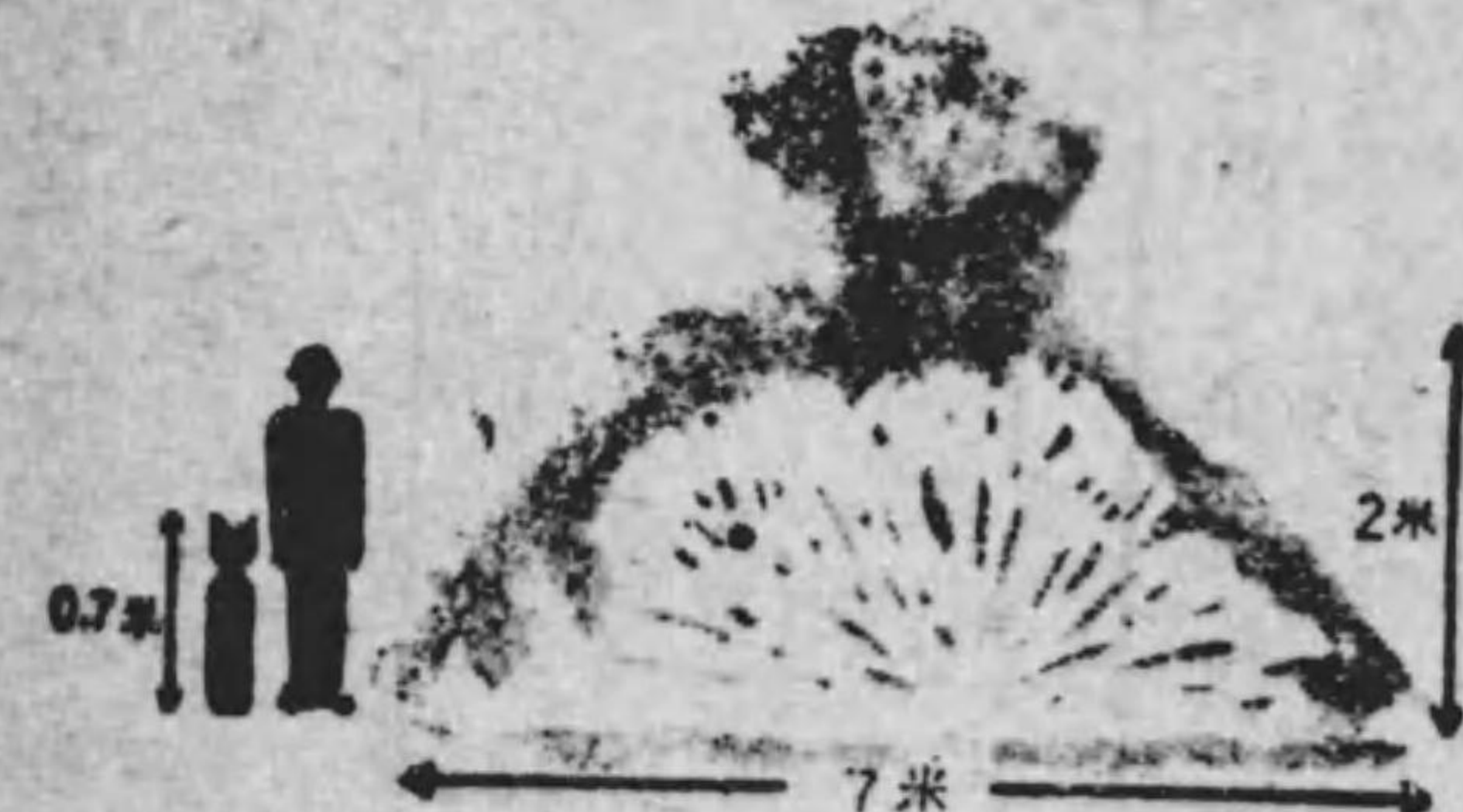

ニ、落下密度の圖示



五十機編隊全機、被彈地面積、〇、高千七米ニ對し、五機編隊、一機(機四〇機)、同時投下ナル場合、落下密度(約七米平方一發)ヲ示ス

編尺 千二百分一

エレクトロニクン燃焼弾夷焼状況図

| 弾量 | 燃え終る迄の時間 | 盛に燃える時間 | 焰高及火沫中等 |
|--------|----------|-----------|--|
| 一 砲 弾 | 一〇 分 間 | 發火後一分間 |  |
| 五 砲 弾 | 一 五 分 間 | 發火後一分三〇秒間 |  |
| 一〇 砲 弾 | 二〇 分 間 | 發火後一分三〇秒間 |  |

油 脂 燒 夷 彈

固形油脂又はペンゾールとパラフィンを混じたものを包蔵して居り爆裂と同時に多量の燃焼せる油を一面に流出して然も濛々たる黒煙を揚げ、火焰物々燃焼するので延焼力極めて強く短時間の中に延焼する。弾量も十砲以上二十砲位迄のものが多く使はれる様である。油脂弾は燒夷彈中發熱量及び火災發生の機會最も大なり十砲彈の火焰の高さは五米位にして約十分間にして燃焼し終る。

前二者と畧同様であるが昨年第三次訓練の際陸軍統監部發表を参考までに掲げると
五 砲 級 油 脂 彈
普通の鐵筋「コンクリート」造の屋根を貫徹せざるも木造の屋根天井を貫通す。又小屋組等に命中せるものは天井裏に止まることあり。
十 砲 級 油 脂 彈
普通の鐵筋「コンクリート」屋根を貫通す木造は屋根天井及二階を優に貫通し一階に達す小屋組等に命中せるものは二階床に止まることあり。

水を注ぐと油であるだけに水の表面に火流を生じ一層危険であるから消火は油火災の要領で消火器（泡沫）消火彈及土砂、蓮等を以て掩ひ消火す。然し動力ポンプ等により即時強壓放水が出来得れば此の方法が最も良い譯である。
油火災に水は禁物ではあるが油脂燒夷彈の油量に限りがあり又實際の場合發火と同時に注水すると云ふ譯にはゆかず相當周圍に延焼してゐる時は注水方法に出づるの他ないものと思ふ。

黃 燐 燒 夷 彈

内部に黃燐或は黃燐と二硫化炭素を溶かしたものを詰めた燒夷彈で爆裂と共に相當廣範圍に火沫を飛散し濛々たる有毒の白色煙（亞硫酸ガス）を發しつゝ燃焼する。火力はエレクトロニクン燒夷彈程強くはないが黃燐の特徵として一旦消火しても燐分が尙附着してゐると空氣中に於て自然發火するので始末が悪い。又黃燐に素手や素足で觸れると火傷を負ふから注意を要す。

侵徹作用はエレクトロニクン燒夷彈と畧々同様であるが燐を幾分充填されてゐるから屋内に落達と同時に炸裂するので倒令、窓、戸等を開いてゐても相當破壊力を伴ふことが豫想される。

黃燐燒夷彈は注水によつて一時空氣を遮斷し消火することが出来るが残つた黃燐は水の乾燥により再び自然發火するから柱、板壁、家具類等の燃焼物に附着したものは充分布切等で拭きとつて置かなければならない。尙黃燐の性質上之が處理に當つてはマスク又は防毒面の着裝を要し素手や素足で之に觸れると難治の火傷を受けるから消毒洗滌劑等の用意も必要である。

(五) 瓦斯弾—彈肉を薄くし多量の毒瓦斯(液状)を詰め、唯弾體を破つて瓦斯を飛散させるに足るだけの火薬を入れたもので、人畜の殺傷と物料の汚損とが目的である。瓦斯弾の効力は、瓦斯の種類や地形、天候殊に風速等によつて異ふが大體の標準を示すと次の様である。

| 彈 量 (斤) | 瓦斯量 (%) | 一彈の有効面積 (平方米) | 百米平方の撒毒に要する彈數 |
|---------|---------|---------------|---------------|
| 300 | 30 | 250 | 40 |
| 200 | 30 | 200 | 48 |
| 100 | 30 | 100 | 80 |
| 50 | 30 | 50 | 160 |
| 300 | 30 | 3700 | 3 |

瓦斯弾の外に瓦斯雨下といつて飛行機の胴體に備へ付けた容器の中に液體を入れて置いて、その液滴を、丁度雨のやうに降らせる方法もある。この方法には専らイペリットが用いられる。

主要毒瓦斯種類性状及防護法の概略

| 持久度による區別 | 生理作用による區別 | 瓦斯名稱 | | 投下現出時の状態及色 | 特 臭 | 現はれる主な症狀 | 防護手當法の概要 |
|----------|-----------|--------|----|------------|------------|--|-----------------------|
| | | 名 | 稱 | | | | |
| 一 | 窒息性 | 鹽化ピクリン | 無氣 | 無色 | 胡椒臭 | 呼吸困難となる | 右と同様に處置すればよい、瓦斯水で洗ふこと |
| | | 至無氣 | 白色 | 堆肥臭 | 刺戟性強く窒息致しむ | 完全な防毒面を着ければ防護出来るが若し持合せの類を軽く絞つては鼻を覆ひ、風上場合によつては鼻向と直角の方向に避けること。 | |
| | ホスゲン | 至無氣 | 白色 | 堆肥臭 | 刺戟性強く窒息致しむ | 呼吸困難となる | 右と同様に處置すればよい、瓦斯水で洗ふこと |
| | | 無氣 | 白色 | 堆肥臭 | 刺戟性強く窒息致しむ | 完全な防毒面を着ければ防護出来るが若し持合せの類を軽く絞つては鼻を覆ひ、風上場合によつては鼻向と直角の方向に避けること。 | |
| | 鹽化アセト | 無氣 | 無色 | 刺戟性強く窒息致しむ | 刺戟性強く窒息致しむ | 呼吸困難となる | 右と同様に處置すればよい、瓦斯水で洗ふこと |
| | | 無氣 | 無色 | 刺戟性強く窒息致しむ | 刺戟性強く窒息致しむ | 呼吸困難となる | |
| | アダムサイト | 無氣 | 無色 | 刺戟性強く窒息致しむ | 刺戟性強く窒息致しむ | 呼吸困難となる | 右と同様に處置すればよい、瓦斯水で洗ふこと |
| | | 無氣 | 無色 | 刺戟性強く窒息致しむ | 刺戟性強く窒息致しむ | 呼吸困難となる | |
| | クシヤミ性 | 微 | 微 | 刺戟性強く窒息致しむ | 刺戟性強く窒息致しむ | 呼吸困難となる | 右と同様に處置すればよい、瓦斯水で洗ふこと |
| | | 微 | 微 | 刺戟性強く窒息致しむ | 刺戟性強く窒息致しむ | 呼吸困難となる | |
| 持 久 性 | 應 爛 性 | 青 | 青 | 刺戟性強く窒息致しむ | 刺戟性強く窒息致しむ | 呼吸困難となる | 右と同様に處置すればよい、瓦斯水で洗ふこと |
| | | 青 | 青 | 刺戟性強く窒息致しむ | 刺戟性強く窒息致しむ | 呼吸困難となる | |
| | イペリット | 青 | 青 | 刺戟性強く窒息致しむ | 刺戟性強く窒息致しむ | 呼吸困難となる | 右と同様に處置すればよい、瓦斯水で洗ふこと |
| | | 青 | 青 | 刺戟性強く窒息致しむ | 刺戟性強く窒息致しむ | 呼吸困難となる | |

持久性毒瓦斯消毒法の概略

毒瓦斯は濃度が薄くなれば作用はなくなるものである。一時性瓦斯の様に擴散性の強いものは、非常に換氣の悪い場所等に入った時の外は消毒の必要はないが、持久性の強いものは是非消毒する必要がある。持久性瓦斯により汚毒された物の消毒法を表示すれば左記の通りである。

| 人 體 | 區 分 | 應 急 處 置 | | 爾 後 處 置 | |
|-----|-----|---|----------|------------------|-----------------------|
| | | 應 急 處 置 | 應 急 處 置 | 爾 後 處 置 | 爾 後 處 置 |
| 皮膚 | 皮膚 | 紙又は布片で汚毒部を抑へ毒液を吸収つた後クロラミン液又は晒粉泥で擦る(五分以内に實施すること) | 洗眼する(即刻) | 皮膚を露爛し又は眼、呼吸器を侵す | 石鹼を用ひて温湯で洗滌し醫師の治療をうける |
| 眼 | 眼 | 洗眼する(即刻) | 洗眼する(即刻) | 洗眼する(即刻) | 洗眼する(即刻) |

| 器具機械 | 地空及路道 | | 家屋 | 服衣 | |
|--|---|---------------------------------------|--|---|--|
| | 舗装道路 | 裸地砂利道、草地 | | 防毒衣面 | 靴(革靴) 被服 |
| 一、布片で毒液を拭ひ取る(汚毒後未だ毒物が滲み込まない時期に実施すること) 二、「ガソリン」石油等を浸した布で拭淨する 三、晒粉で消毒する(但し材質に依つては相當の損傷がある) | 直に交通及立入禁止する 過を要する時 | 即刻通過を要する | 一、直に立入禁止をする 二、外面を水洗する(汚毒後未だ毒物が滲み込まない時に実施する) | 一、速に脱衣する(三〇分以内に実施すること) 二、晒粉で消毒する(但し地質を損傷する) 三、汚毒の甚しいものは焼却する | 晒粉で消毒する(但し地質を損傷する) 拭淨し晒粉で消毒する |
| | 一、先づ布片で毒液を拭ひ取つた後「ガソリン」石油等を浸した布で拭ふか、或は「ガソリン」石油等に洗ふ數回繰返す 二、熱湯消毒、煮沸又は蒸氣消毒する 三、差支のないものは局部的に火で焙る 四、不用若は再使用困難のもの及汚毒の甚しいものは焼却する 五、晒粉に侵されないものは晒粉乳劑で消毒する 六、急を要しないものは日乾消毒に依る | 一、晒粉を撒布して土と混和する 二、急を要しないものは自然に放置する | 一、晒粉を撒布して土と混和する 二、急を要しないものは自然に放置する | 晒粉乳劑又は晒粉泥で消毒する、急を要しないものは日乾消毒する | 一、熱湯に入れ又は煮沸して消毒する 二、滅菌釜等に依つて蒸氣消毒する(多數集積して消毒して差支ない) 三、汚毒が輕微で且急を要しないときは日乾消毒に依る |

第三 防空 警 報

一 防空 警 報 とは

各地に配置された防空監視哨からの報告によつて敵機の行動に關する情報を確實に又最も迅速に蒐集し愈々敵機が來襲しさうだと言ふ場合に逸早く之を關係の各方面を初め一般の人々に汎く知らせ、直に防空の態勢を執らせることが必要なのは言ふまでもない、之を知らせるのが即ち防空警報の一種であるところの空襲警報である。殊に今日の様に航空機の速力が著しく増大した現在では、此の空襲警報が適時適切に發せられ、且極めて迅速に傳達されないと敵機が上空に到達する迄に防空部隊の戰鬥準備が間に合はなかつたり、又國民防空の準備が完了しなかつたりして、折角の平素からの準備も施設もいざといふ時に何の役にも立たないことになつて了ふのである。

二 防空 警 報 の 種 類

防空の實施上に於て緊要なる四種の防空警報を掲げる。

- イ 警戒警報—空襲の虞ある場合に出されるもの
- ロ 空襲警報—空襲の危険ある場合に出されるもの、即ち敵機がやつてくるから用意しろと知らせるもの
- ハ 空襲警報解除—敵機來襲の危険がなくなつた場合に出されるもの
- ニ 警戒警報解除—敵機來襲の虞がなくなつた場合に出されるもの

三 防空警報の傳達及受領

扱て此等の警報は當該區域の防衛を擔任する陸海軍司令官又は其の指定する者から發せられるが、之が如何にして其の關係地區の末端まで傳達されるかと言へば、防空計畫中の警報傳達計畫に基いて一切の通信網を動員して夫々の傳達系統に於て一齊に確實にそして迅速に傳達されることとなつてゐる。又この各警報をどう言ふ風にして一般市民が知るかと言へば之れは平素から一般に知られてゐる、傳達方法、信號等が夫々の警報に付て定められてゐる、即ち警戒警報の發令及解除の方法には通常電信、電話ラヂオ、揭示、口頭傳達等が用ひられる。

空襲警報の發令及解除には通常サイレン、汽笛、煙火、電燈點滅、警鐘、ラヂオ、口頭傳達其他烽火が用ひられ海上の船舶等については無線電信、掲燈信號、烽火、火箭等が用ひられる。

四 空襲警報、空襲警報解除の信號方法

| 種類 | 空襲警報 (訓練空襲警報) | 空襲警報解除 (訓練空襲警報解除) |
|------|---------------------|----------------------|
| サイレン | 三秒を間し六秒宛十回吹鳴 | 一分間吹鳴 |
| 電燈點滅 | 五回以上 | |
| 煙火 | 打上煙火四爆音 | |
| 警鐘 | 一點と四點斑打 | 鎮火信號と同じ |
| 其他 | 地方の實情に依り適宜の方法を講ずること | |

右の信號の區別に付いては一般に各人ともよく吞み込んで置きどの信號が出たら、どの警報が出たと言ふことが直ぐに判る様にして置かねばならぬと共に自ら進んで各自が出来るだけ早く受領する様に工夫せねばならない

尙一朝有事の場合には右の警報に類似の音響は之を使用しない様に注意すべきである。

第四 防空實施の準備

一 都市防空の重點

我國都市の構成は防空上まことに不利な状態にある、即ち道幅は狭く公園廣場は少く建物の大部分が燃え易い木造であつて、その上密集してゐる。従つて敵機からすれば照準する必要もなく技術の最も安易な焼夷彈の撒布によつて同時に多數の火災を惹き起すことが出来る、故に都市防空の一般的準備はもとより特に隣組防空の重點は防火第一主義におかなければならぬ。端的に云へば「火を消せばよい」若しも「水の都」と云はれてゐる大阪が設備と準備に事欠いで「火の都」になつては大變である。

二 防空諸要素の準備

一 防火

防空諸要素の中で防火(火災を起さない様にすることが眼目)は最も重きをなすもので之が實施計畫に當つては隣組區域の弱點(弱點とは何かにつけ防火に不利な場所をいふ)を平素隣組常會などでよく研究し區域内の防空地理をよく心得、資材の整備やその配置、防空活動員の行動を適切ならしめる様

に考慮して置くことが肝要である。

防空地理の中で防火上着意すべき事柄を次に例示する。この地理は組合の防空活動員全部がよく熟知してゐなければイザといふ場合迅速適切な協同動作が出来ないことは言ふ迄もない

イ 隣組区域内水源（河水、池、プール、泉水、貯水槽、水道栓、井戸其の他自然水）の所在、状態によつて防火實施の難易についての全般的觀察、即ち河水をどこでどうして汲み上げるか、池、プール、泉水はどこにあるか、深さ水量はどの位あるか、井戸はどこでどうして利用するか、水道は専用であるか共同であるか、一家二栓以上のものがあればその位置はどこであるか、井戸はどこであるか、その深さ水量設備はどうか、水道栓の配置で区域内の防火は出来るか否か、水道断水の時河水、池、プール、泉水、貯水槽、井戸等はどの範圍迄利用されるか、利用する設備は出来てゐるか、共同の水槽或は井戸の新設増設の必要はどうか、必要ならばどこに設備するか等。

ロ 隣組内各家屋の状態

平家であるか二階建であるか、水源はどこにあるか二階、三階建であれば水源との關係はどうか、そこ迄水を運ぶにはどういふ送水設備を必要とするか、二階以上に水槽を置く必要はないか、階段を如何に利用するか、階段を捨て、外部から梯子によつた方が便利ではないか、或は階段梯子兩方共利用した方が一層都合がよくなるか、屋外から梯子を利用するとすればどの窓どの棟側だけを開けておくか等。

ハ 道路と各家入口との關係

この關係は便利であるか否か、不便であるとすればどうしてその家に入るか、塀又は垣根を壊すとすればどの部分を何でどう壊すか等。

ニ 狭い汲取通路等の有無。あればどの水源をどう利用するか。もしこの通路が隣接隣組との境界であればどちらからの受持とするか又はどういふ風に協同するか等

ホ 油類、藥品等の發火、引火性の危険物の貯藏の有無、あるとすれば貯藏法が適當か否か、火源が近くに出れば如何にすべきか等。

ヘ 倉庫、空家（住宅でない）の有無、あるとすれば内部の状態はどうであるか、どここの水源をどう利用するか等。

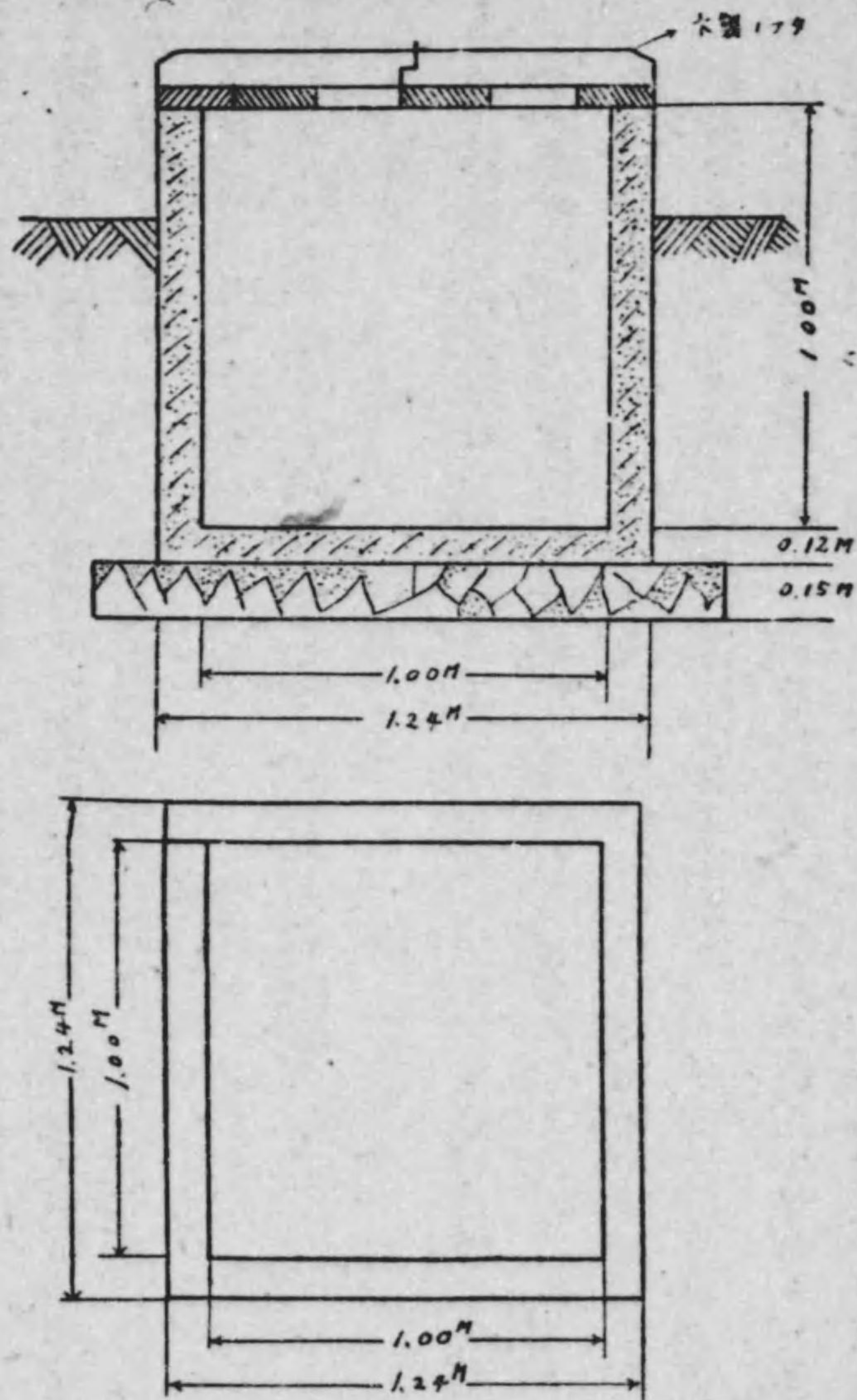
ト 道路、空地等の廣さとそこに落とされる焼夷彈の位置との關係による危険性はどうか、危険があるとすればどうして延焼防止にあたるか等。

隣組の所在、状態によつては尙澤山あるであらうが一括していへば、火災のための弱點は屋外よりも屋内にあることは争へない事實である。然るに平時訓練に於てはいろ／＼の事情から屋内の防火動作は殆んど全く行はれ難いといふ已なき状態にあるから従來の訓練の外に個々の家屋内の弱點と思はれる處に火源が生じた場合を想定し隣組の活動員が集つてその對應策を現場に於て研究實施して置く必要がある。

尙隣組防空に必要な資材は各家庭に於て整備するのが原則である、然し防空地理、家庭に於ける防空活動員の資材の種類によつては各家庭平等に備へる必要のないものもあらう、かゝる資材は隣組の共同整

標準型防火水槽用防空組隣

附表第四ノ(二)

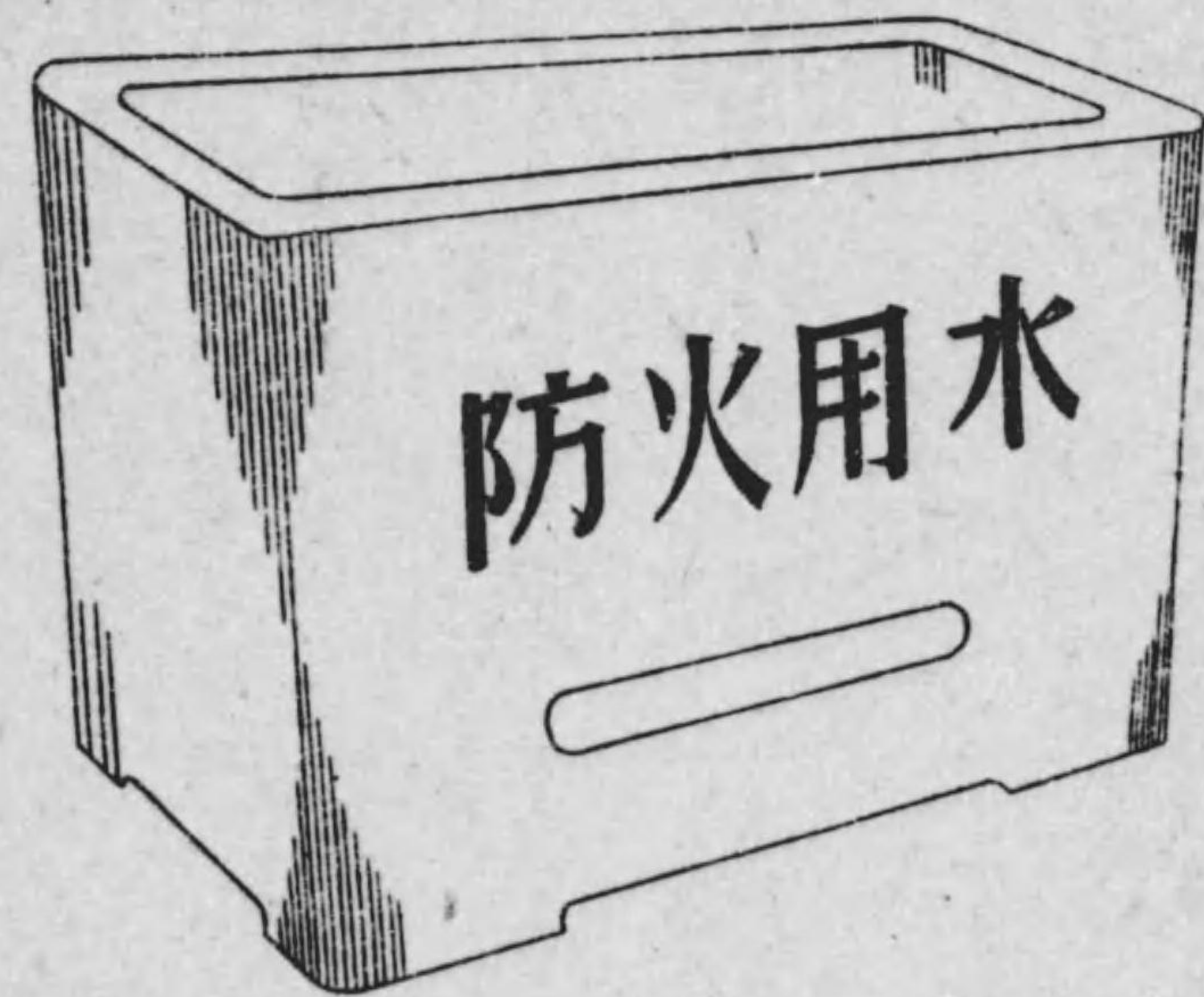


| 型別 | 容積 | 縦巾 | 横巾 | 高さ | 厚サ | コンクリート容積 | セメント袋数 | モルタル仕上面 | サント袋数 | 計 |
|-----|-----------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------------------|--------|-------------------------------|-------|------------------|
| B一號 | 1M ³ | 55 ⁵ | 1.00 ^M | 1.00 ^M | 0.09 ^M | 0.45 ^{M³} | 2.12 | 10.0 ^{M²} | 1.09 | 3.2 ^袋 |
| B二號 | 2M ³ | 11.0 ⁵ | 2.00 | 1.00 | 0.09 | 0.90 | 5.43 | 16.0 | 1.75 | 7.2 |
| B三號 | 3M ³ | 16.5 ⁵ | 3.00 | 1.00 | 0.12 | 1.41 | 8.55 | 18.5 | 2.02 | 10.6 |

- 4 小型手押ポンプ—二人押又は四人押程度
- 5 水道用ホース—屋内各室に注水することが出来る程度の長さの要す
- 6 葎—少くとも貳枚なるべく目の荒いものがよい

- 1 備としなければならぬが防火のためには桶又は樽類—大きい程よくなるべく移動式で貳個以上
 - 2 バケツ—鐵板製朝顔型で約五升入が適當であり防空活動員の數の外に豫備若干
 - 3 井戸若くは水槽、布製移動水槽—水槽容量は一石乃至二石位、其他水を貯へられる様な大きな容器の利用、これは組内の状況によつて若干共同整備としてよい、此の場合にあつては水槽一個の容量は五石以上のものにする
- 次に一般家庭用並隣組用防火水槽標準型を示す

一般家庭用防火水槽標準型



| 型別 | 容積 | 縦巾 | 横巾 | 高さ | 厚サ | コンクリート容積 | セメント袋数 | モルタル仕上面 | サント袋数 | 計 | |
|-----|------------------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------------------|--------|---------|-------------------------------|------|-------------------|
| A一號 | 0.2 ^{M³} | 1.10 ⁵ | 0.80 ^M | 0.45 ^M | 0.55 ^M | 0.06 ^{M³} | 0.104 | 0.615 | 3.50 ^{M²} | 0.31 | 1.00 ^袋 |
| A二號 | 0.3 ^{M³} | 1.60 ⁵ | 1.00 | 0.50 | 0.60 | 0.06 | 0.131 | 0.795 | 4.60 | 0.31 | 1.30 |
| A三號 | 0.4 ^{M³} | 2.20 ⁵ | 1.00 | 0.60 | 0.68 | 0.06 | 0.166 | 1.010 | 5.80 | 0.63 | 1.65 |

- 7 砂又は土—約二斗五升(五〇立)以上
 - 8 手袋、マスク、作業用被服、靴又は足袋、帽子類
 - 9 消火器並消火彈—油類、藥品等の發火性又は引火性物品を貯藏する場合は是非必要—火叩
 - 10 メガホン、スコップ、竹梯子、長棒、綱、警報器具
- これ等は隣組の共用として適當に整備すればよいであらう。尙發火性藥品等は隣組共同貯藏所を地下に設けることが望ましい。

二 燈火管制

燈火管制については實施の準備と實施とを一括してこゝに述べる。

イ 一般の着意

- 1 燈火管制は迅速に且つ一齊になさねばならないから家庭毎に燈火管制の責任者を決めておく外自家及他の家屋の管制の適否を外から確かめるものをも決めておくこと
- 2 管制の状態は家の外部から點検して設備の不十分な箇所を修正しておき特に家の裏手、天窓、便所、浴場から光が洩れない様に注意すること
- 3 部屋の使用法を適當に考へて減光、隠蔽、消燈など燈火の管制を具體的に決めておくこと
- 4 警戒管制は相當長期に亘り行はれるものであるから平時數日間の訓練のことばかり考へて間に合せの方法をとつてはならぬ。戦時にあつては日頃に倍して家業に勵む爲め、許された範圍の光を十分生かして使ひ、不自由のないやう工夫すること、従つて管制用具も十分點検して各部

- 5 外出や就寢の際不用の燈火は消す癖をつけておくこと
 - 6 門軒燈類にはスイッチを設備しておくこと
- 屋々に應じて長く使用の出来るもの及火災發生の虞のないものを備へること

ロ 普通屋内燈の警戒管制

店先でなく家庭にある屋内燈の燈火管制は次の二つの何れかの方法によらねばならない

- 1 減光した上に遮光による方法
 - 減光とは燭光数を小さくすること、遮光とは電球とかグローブとかから直接發する光が開口部(戸締面とか窓など光を屋外へ透す場所のことで、スリガラス窓や薄いカーテンをかけたところなどは光を透すから開口部と見なす)に向はないやうにすることであつてこの方法は室の廣さ三平方米(約一坪)に付き十燭光(約十二ワット)の割合
 - 一燈の大きさを五十燭光(六〇ワット)以下とし
 - 光源(電球、焰等)から直接出る光が開口部から屋外に出ないやうにすること

以上三つの條件に必ず合ふやうにせねばならない。従つて十二燈の部屋でも六十燭光一個は點けられない、五十燭光一つと十燭光一つをつけるか又は二十四燭光二つ十燭光一つをつける様にするのである。

減光且つ遮光の方法で特に注意を要するのは遮光具が不適當のために電球やグローブの一部が開口部から見えること、遮光具を直接電燈につけず電燈と開口部との中間におくこと、窓にはる

黒布が薄すぎたり、幕の合せ目から光が洩れること、或は出入口の設備不完全のため出入の度に光が洩れる等のことがないことである

2 遮蔽による方法

これは光を全然屋外に出さぬやう隠蔽する方法であつて、例へば厚手の黒布（新聞紙を五枚重ねた程度）を開口部にはつて一切の光を少しも外に洩れない様にする如きである

ハ 普通屋内燈の空襲管制

いふ迄もなくこれは一切の光を少しも洩らしてはならないのであるから、完全な遮蔽によるか或はもし警戒管制を減光且遮光の方法で實施し、完全な遮蔽設備がない場合には消燈する外ないのである訓練のとき警戒管制を減光且遮光の方法によらないで消燈してゐる家庭の尠くないのを見受ける夏分に於て特に甚だしい、これは前にも述べた如く警戒管制は可なり長期に亘るといふ實戦の場合を無視したやり方といはねばならぬ

三 防毒、救護

防毒救護については投下爆彈の被害の項に於いて述べたのでこゝでは之が資材についてのみ記述する。

イ 防毒のため

防毒面少くとも一個、防毒面はその構造をよく承知し、使用法に馴れて迅速確實に装着しなければ効果がうすい
平素はまた保存法に注意しなければならぬ、これらについて次の防毒面構造及取扱法の要領を

参照せられたい、又出来れば家庭毎に或は隣組區域毎に一個以上の防毒室又は防毒蚊帳の用意が出来れば申分がない

(イ) 防毒室の設備の主な要件は氣密である故に入口を残して他は全部目張りをせねばならぬ防毒室に防毒蚊帳を併用すれば一層効果的である

防毒蚊帳中の收容時間は凡そ容積一立方メートルについて大人一人二時間である

(ロ) 油紙、パラフィン紙、硝子壘、ブリキカン等（食料品の汚毒を除ぐため）

(ハ) タオル、簡易マスク若干

ロ 救護のため

- 1 消毒用アルコール
- 2 オキシフル（外傷用）
- 3 稀沃度丁幾（外傷用）
- 4 胡麻油（火傷用）
- 5 重曹（燐による火傷用、洗眼用、洗鼻用、含嗽用、吸入用）
- 6 晒粉又はクローラミン（糜爛瓦斯除毒用）
- 7 石鹼（糜爛瓦斯洗滌用）
- 8 繻帶、三角布、ガーゼ、精製綿、油紙等

防毒面の構造及取扱法の要領

防毒面は瓦斯空襲の際尊い生命を保護するものである。平時から有効な防毒面を備へ、装着法を訓練し、手入及保管を完全にし、有事の際、有効な防毒面を正確且迅速に装着し得るやう心掛くべきである。市井に販賣されてゐる防

毒面には必ず内務省防空研究所の検定証印があるから購入のときには注意を要する。防毒面吸収罐は其の性能に依り標識色及記號を異にし防空用吸収罐は標識色棹色記號「ヨ」である。

(1) 構造及機能

防毒面は顔を氣密に覆ふ覆面と毒瓦斯を吸収除去する吸収罐とより成り、吸収罐と覆面を直接結合するものを直結式防毒面といひ、連結管により結合するものを隔離式防毒面といふ。直結式は型が小さく軽量であるが、防毒能力が少く、隔離式は型が大きく重いけれども防毒能力が大である。吸収罐の中には活性炭、ソーダ石灰等の吸収剤とフェルト等の濾過層がある。

毒瓦斯を含むだ空氣が吸収罐を通る間に毒瓦斯は吸収され、清淨な空氣となり、連結管を経て(或は直接)口金に吸氣瓣をおし開き吸氣道(三叉路)により、メガネの下部に導かれ(メガネの呼氣に依る曇りを防止するため)覆面内に入る呼氣は呼氣瓣をおし開いて外部に出る。

市民用防毒面は一酸化炭素、青酸等は吸収しない。



(2) 防毒面の點檢

常用の防毒面は左記の點を點檢しておかねばならない。

- 1 覆面、連結管吸収罐の結合は完全か
- 2 締紐の長さの調節は適當か
- 3 覆面の破損、變形はないか
- 4 吸収罐の破損、腐蝕はないか。瓦斯中での使用時間が有効時間を超過してゐないか

(3) 防毒面の携帶法

- 1 携帶姿勢
平常の場合の携帶法で負紐を右肩より左腋下に懸け胴紐は携帶袋の周圍に纏ひ必要ある場合は腰部に結着する
- 2 待機姿勢
毒瓦斯攻撃を受ける虞ある場合の携帶法で隔離式では負紐を首に掛け携帶袋を前にして適當な高さ(面を装着した時、連結管の長さに餘裕を存し、頭部の運動が自由になる程度)とし胴紐を胴に結び吸収罐の底栓を脱す

(4) 防毒面装着法

装着は通常停止して行ひ待機姿勢より装面するには左の順序、方法に依る

- 1 呼吸を止め、眼を閉ぢる
 - 2 着帽せる場合は脱帽するか又は頸紐を懸けた儘後方に脱する又眼鏡を掛けた者は之を脱す。(防毒面用眼鏡がある)
 - 3 女子は髪を束ね下髪とするか、髻を後方頭部に下げておく等、装着に都合のよい髪を結うておくこと
 - 4 携帶袋の蓋を開き左手で袋の底を握り右手で呼吸氣室を握り覆面を取出す(直結式では防毒面を取出す)
- 両手で兩側の締紐の中央及下方のもの二本づつを握り、顔を斜々前方に傾け、同時に覆面を顔に近づけ頸より先に顔を覆面内に挿入し、下方の締紐を締める。要すれば各締紐の緊度を調節する

5 装着を終つたら呼吸を行ひ覆面内に在る毒瓦斯を呼出し直結式では吸収罐の底の穴を閉塞し、隔離式では連結管を強く握りて閉塞し空気を吸ひ吸気の逼迫に依り装面の氣密を點檢し覆面の顔面に膚接する工合を修正する
6 帽子ある場合は着帽し携帶袋の蓋を閉ぢる

(5) 装面上の注意

1 旋毛板は正しく後頭部に
2 下部の締紐以外は調節しない様に豫め顔に合しておく
3 締紐の緊度は装着した時覆面の周縁に指一本容易に挿入し得る程度、締方が弱いとガスが入り強すぎると頭痛の原因になる

4 メガネが眼に正對すること

5 吸収罐の底栓の除去を忘れないこと

6 装面中の呼吸は正しく静かに行ふこと

7 装面してからの過度の運動は不可、脈搏が百五十になるのを運動繼續の限度とする

(6) 脱面法

1 携帶袋の蓋を開く

2 下部の締紐を弛め左手を旋毛板にあて、右手で呼吸室の附近を握り、覆面を前上方に引張り頸より脱す

3 旋毛板を覆面内の三叉路上に重ね、締紐を其上にし、頰部を僅かに内部に折返し重ねた後、隔離式では覆面の上部を下方に且眼鏡部を前にして袋に入れ蓋をする

直結式では吸収罐を下にして袋におさめる

4 防毒面の使用を終りたる時は吸収罐の底栓を底栓にて密塞する

(7) 手入

1 防毒面の使用後は手入を施して機能の保全壽命の延長に努めねばならない。

2 防毒面に附着した塵埃等は乾いた布片若くは刷毛で軽く拭く

3 覆面の内面は清潔な乾布で拭ひ、要すれば水又はアルコールに浸した布片で拭いた後、短時間陰乾する

(8) 消毒

1 防毒面の使用者が代つた場合や、暫く使用しなかつた場合等には消毒を行ふ。
2 覆面の内面を二%クレゾール水、又は七〇%程度のアルコールを浸した脱脂綿又は布片で拭いた後陰乾にする。

(9) 保管及格納

1 携帶袋に入れ日光の直射せぬ乾燥した場所に懸吊しておく

2 暑い時は涼しい場所へ、寒い時には暖い場所を選ぶ

3 吸収罐は密栓しておく

4 吸収罐の吸収能力は、ガスを濾過するに従ひ吸収能力を消耗するから、毒瓦斯中での使用時間を記録しておくねばならない

5 當分使用しない防毒面を一時格納する場合には

1 吸収罐を取外し上下の開口部を密閉する

2 覆面及連結管は壓迫しない様に、出来れば氣密な容器に入れる

3 温度の變化が少く乾燥した場所に格納する

四、避難待避

我國現在の防空の方針としては原則として避難を認めないことになつてゐる、之は一つには我が國木造都市の特質上各戸毎に防空に任ずることとしてゐる爲避難することは其防衛の責任を放棄するものであつて、かくては到底防空の實を擧げ得ないのと、一つには大群集の無統制な避難は往々にして大混亂を來すのみで空襲の被害は之によつて却つて倍加することと思はれるからである。而しながら諸般の狀勢を考慮し、必要の場合には地方長官より避難の命令が出ることになつてゐる。

次に應急的待避施設として防空壕の構築要領について述べるが、此等の防護施設にのみ頼つて我國として極めて必要な防火その他の防空上の處置を怠らぬ様吳々も注意を要する。こゝには唯應急的にも作り得る點に着眼して一通り説明することにする。

防空壕の構築要領

この要領は家屋外空地に構築する防空壕の構築要領を記したもので、主に應急的待避施設としての防空壕を詳述し恒久的な防空壕或ひは防毒的に完備した防空壕は略記するに止める。

(一) 簡易防空壕

イ 構築上の心得

- 1 防空壕は投下弾の破裂に基いて弾片、破片、爆風等による危害、更に出来れば毒瓦斯による危害を防護するための應急的待避施設であることに留意して構築すること
- 2 防空壕は應急的待避施設であるが防護活動に便である様に其の位置、規模、構造等を決定すること
- 3 防空壕は成るべく小規模のものを分散して設けること
- 4 この式の壕は構築後日時を経れば構造の安全性がなくなるから(例へば木造を主としたもの)平素より構築しておかぬこと
- 5 いざと言ふ場合に構築するものであるから豫め適当な位置を選定しておくこと

ロ 位置

- 1 防火其の他の積極的防護活動に便であると共に家屋の崩壊、火災等の場合速かに安全地帯に脱出出来る位置に設けること
 - 2 成るべく分散して配置し、大型防空壕では各防空壕間の間隔を一〇米(五間五分)以上、小型防空壕に在つては五米(約二間八分)以上離すこと
 - 3 石造、煉瓦造等崩壊の虞ある建物、塀其他工作物の附近を避けること、已むを得ず之等の附近に構築する場合には崩壊に因る危害の防止に留意すること
 - 4 自己の住家又は職場を監視出来る様な位置であることが望ましい
- #### ハ 型式及規模
- 1 防空壕には掩蔽型と開放型とがあるが成るべく掩蔽型にすること
 - 2 防空壕は地下式を原則とすること、地下水の湧出其他特別の事情ある場合にても成るべく半地下式をとり已むを得ない場合に限り地上式とすること
- #### ニ 構造及設備
- (1) 地上式防空壕の構造及設備は次の標準によること

1、壁 體

地質軟弱である場合には土留壁を設けること

土留壁の杭には丸太又は角材等を用ひ、土留板には板、波型亜鉛引鐵板(生子板)等を用ふること

2、掩 蓋

掩蔽型に在つては梁を設け天井板を張り、其の上部に厚さ五〇糎(約一尺七寸)程度の土砂等を敷き又は厚さ一五糎程度の「コンクリート」を以て掩蓋とすること

3、出 入 口

出入口は成るべく二箇所に之を設けること、出入口が一箇所である場合は出入口と距つた位置に非常口を設けると、

收容室は弾片、破片、爆風等の直接侵入しないやうに出入通路を屈曲して設けるか又は防護塀を設けること。

(2) 地上式防空壕は次のやうな構造にすること。

1、壁 體

壁體の構造は特に衝撃、震動により崩壊しないやうに留意して次の五通りの内何れかに依ること。

周壁の外側に土を盛上げたもの……………最少厚一〇〇糎(三尺三寸)以上

土囊土砂を充填せる箱の類を組積したもの……………七〇糎(約二尺三寸)以上

二重周壁の間に土砂を充填したもの……………七〇糎(約二尺三寸)以上

二重周壁の間に煉瓦石等を充填したもの……………五〇糎(約一尺七寸)以上

「コンクリート」を用ひたもの……………二〇糎(約七寸)以上

土囊、土箱の類を積上げる際には隙間を作らないやうに留意し夫等の材料には布袋、麻袋、米袋、炭袋、叭、籠、石油箱、密柑箱等を利用すること。

2、掩蓋其他

地下式防空壕の場合に準じて作ること。

(3) 半地下式防空壕の構造は地表面より下部は地下式防空壕に、上部は地上式防空壕に準じて構築すること。但し土留壁は板割粗梁、土俵の類を用ひた簡單なものでもよい。

(ホ) 防毒的構造

(1) 防空壕を防毒的構造とする場合には收容室の空氣容積が一人當〇、六五立方尺(約二三立方尺)以上になるやうに内法寸法を増すか又は收容人員を減らすこと。

(2) 掩蓋及地上式及半地下式防空壕の周壁には板張りを用ひ間隙がないやうに「パテ」粘土を隙間に充填するか或は不透過性の紙布の類で目貼りして氣密にすること。

(3) 出入口、其の他開口部を次の方法に依つて氣密にすること。
1、出入口には防毒扉を取付け尙成るべく其の後方一〇〇糎(三尺三寸)以上の處に更に防毒扉、防毒幕等を設けること。

2、防毒扉は板戸に薄鐵板(トタン板)又ハ不透過性の紙布の類を張付けたものを用ひ其の取付には梓木に切込みを設け兩方の摺合せには羅紗「フェルト」の類を貼付けおくこと。

3、防毒幕を作るには次の方法がある。

排閉式防毒幕
「ゴム」引布、防水布、油引厚織布、又は水で濕した毛布、若は厚織布等、不透過性の布を左右二枚用ひ充分重ねさせたもので、その取付けは出入が出来る程度に棧木等で梓木に打付けること。此の場合梓木は僅に下部を外方に傾斜しておけば幕の重ね合せがうまくゆくやうである。

捲上式防毒幕
不透過性の紙布の表に竹、棧木等の横骨を附けたものを傾斜した梓木に沿ふて捲き下すこと。
4、換氣及採光のために開口、監視孔等は隨時之を氣密に閉塞出来るやうな構造としておくこと。

(ハ) 施工及器具

防空壕の構築作業に當つては大體次の順序方法ですること。

(1) 收容人員、形式、位置及大きさを先づ決定する。

(2) 掘鑿を行ひ其の土砂を構築の邪魔にならない距離迄運搬して置く。

(3) 枕を打込み支柱を組立てる等骨組拵へをする。

(4) 板を張り土を盛り又は土を充填する等周壁を設ける。

(5) 腰掛等の設備をする。

(6) 掩蓋を設け置土する。

(7) 盛土及充填土は二〇糎(約七寸)の各層毎に充分搗き固めて積上げる。尙排水設備とか床拵へする。

防空壕の構築に要する材料及器具は成るべく平素より之を準備し置くこと、例へば

工作用具 鋤、スコップ、モッコ、

建築金物 釘、鋸

建築用材 柱、梁、天井板、板子、扉、その他、防水性紙布、砂嚢

(二) 恒久防空壕

本壕の構築要領は簡記するが、要領は前記簡易防空壕構築要領に依つて之をおしはかること

(イ) 構築上の心得
恒久防空壕は前記簡易防空壕のもつ効用を有してゐると共に事前に構築しておいても入用時直ちに供用出来る構築方法であること、この防空壕は大てい完備した防毒設備を施してゐる(場所によつては平時物置等に利用しても差支へない)

(ロ) 位置

前記簡易防空壕構築要領(ロ)の事項に倣ふこと

(ハ) 構造及設備

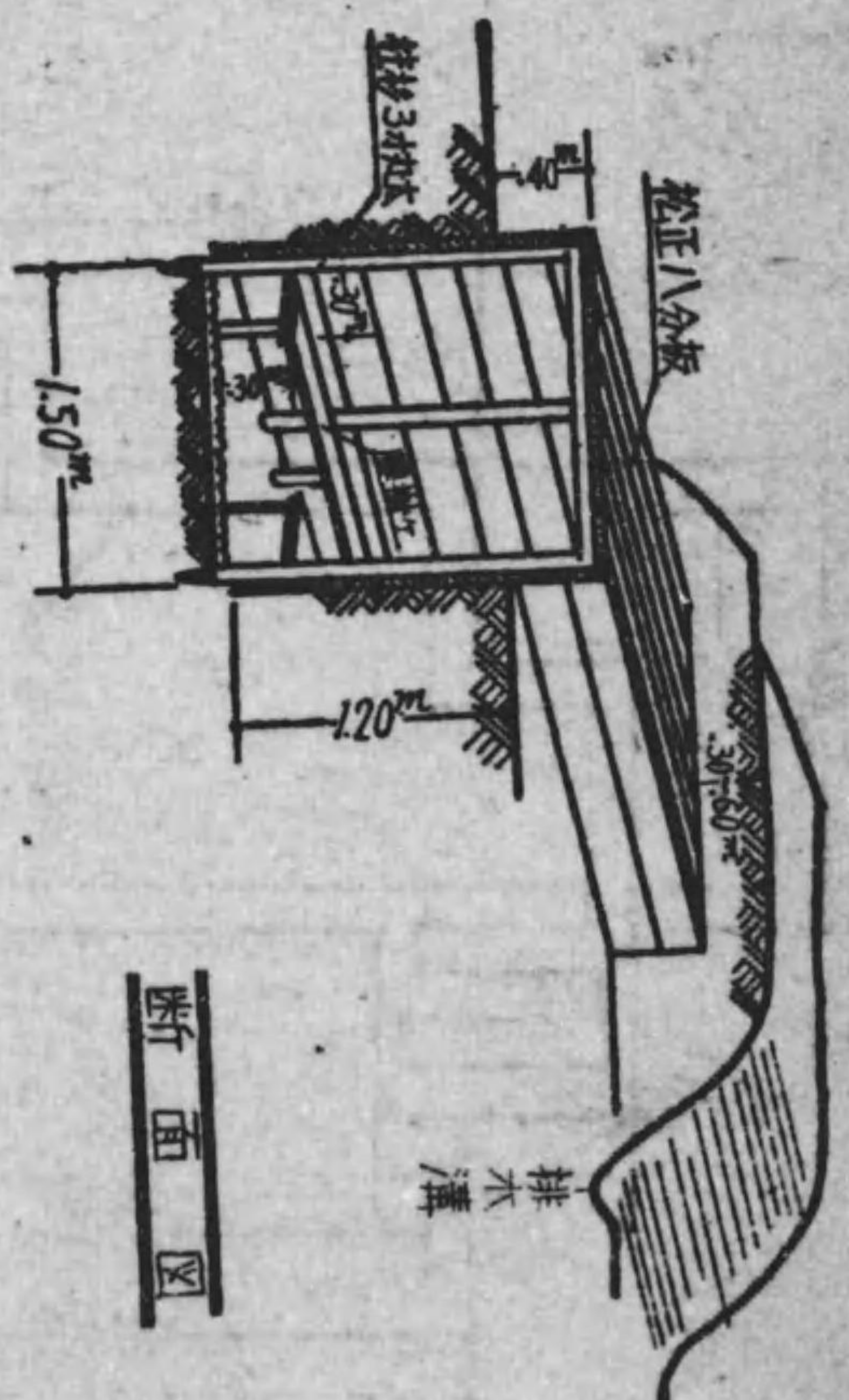
(1) 相當大きい弾片、相當甚大な爆風でも破壊されないこと。

(2) 建設後長期間の後にても使用し得るもので腐朽崩壊しない構造であること

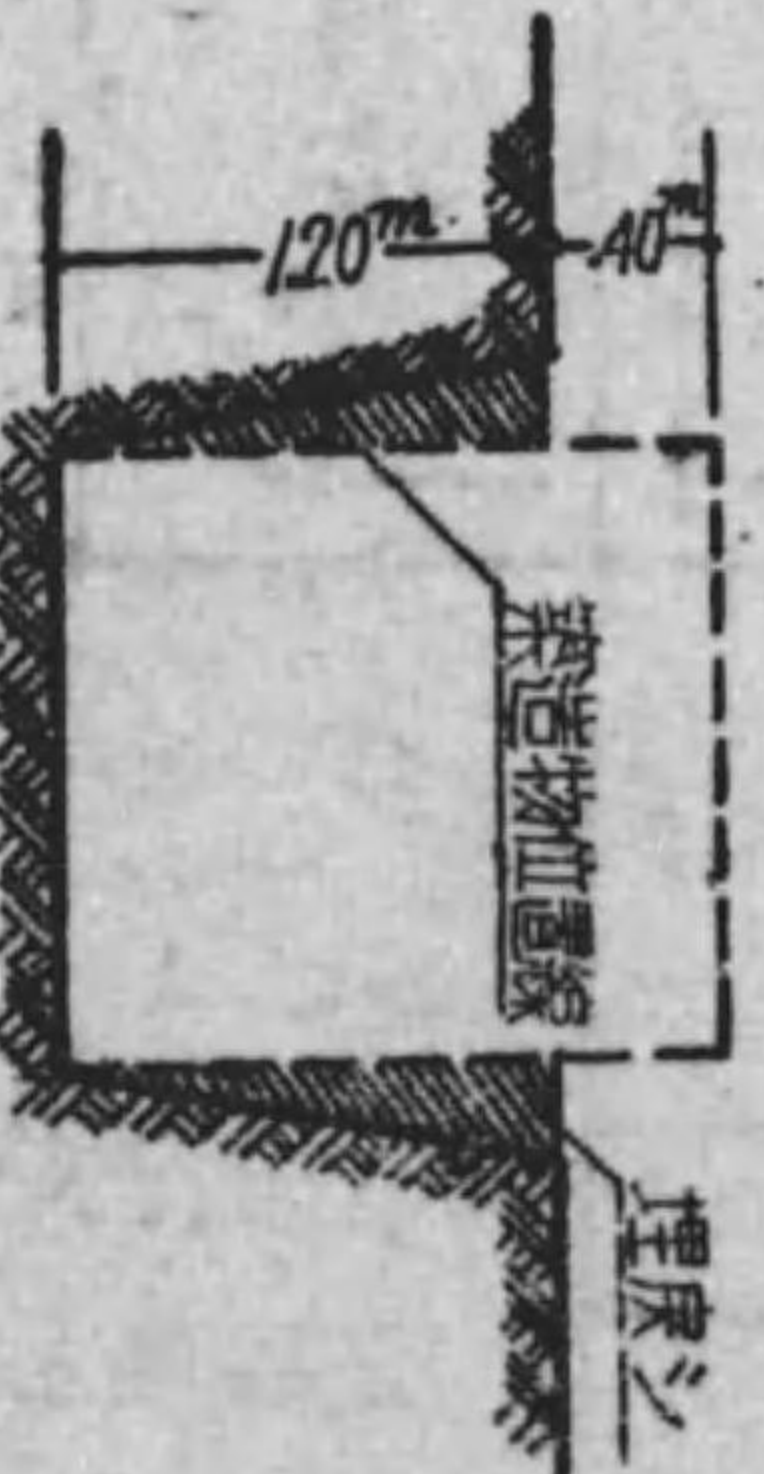
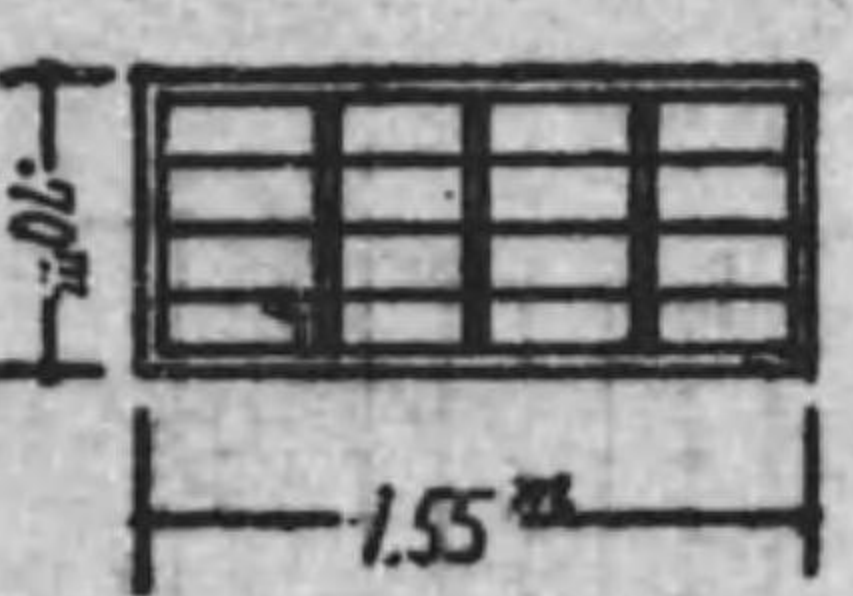
簡易防空壕築造明細書

| 名稱 | 材質 | 尺寸 | 天 | 數量 |
|------|----|------|-------|--------|
| 柱 | 杉 | 1 間 | 未扣3寸太 | 8 本 |
| 梁 | 杉 | 1 間 | 3寸角 | 4 本 |
| 入口楣 | 杉 | 2尺5寸 | 3寸角 | 1 本 |
| 天井板 | 松 | 1 間 | 正8分板 | 2 坪 |
| 側壁板 | 松 | 1 間 | 正8分板 | 3 坪 |
| 椅子板 | 松 | 1 間 | 正8分板 | 2 枚 |
| 椅子束板 | 杉 | 2 尺 | 未扣2寸太 | 4 本 |
| 段 | 杉 | 2尺2寸 | 正8分板 | 12 枚 |
| 戶 | 杉 | 2 間 | 1寸2分角 | 4 本 |
| 戶 | 杉 | 1 間 | 6寸8分 | 8 枚 |
| 土釘 | 米俵 | | 1寸2分太 | 16 俵 |
| 段 | 杉 | 2 尺 | 未扣2寸太 | 24 本 |
| 鐵 | | 4 寸 | 厚3分 | 12 本 |
| 砂 | | | | 0.18 坪 |

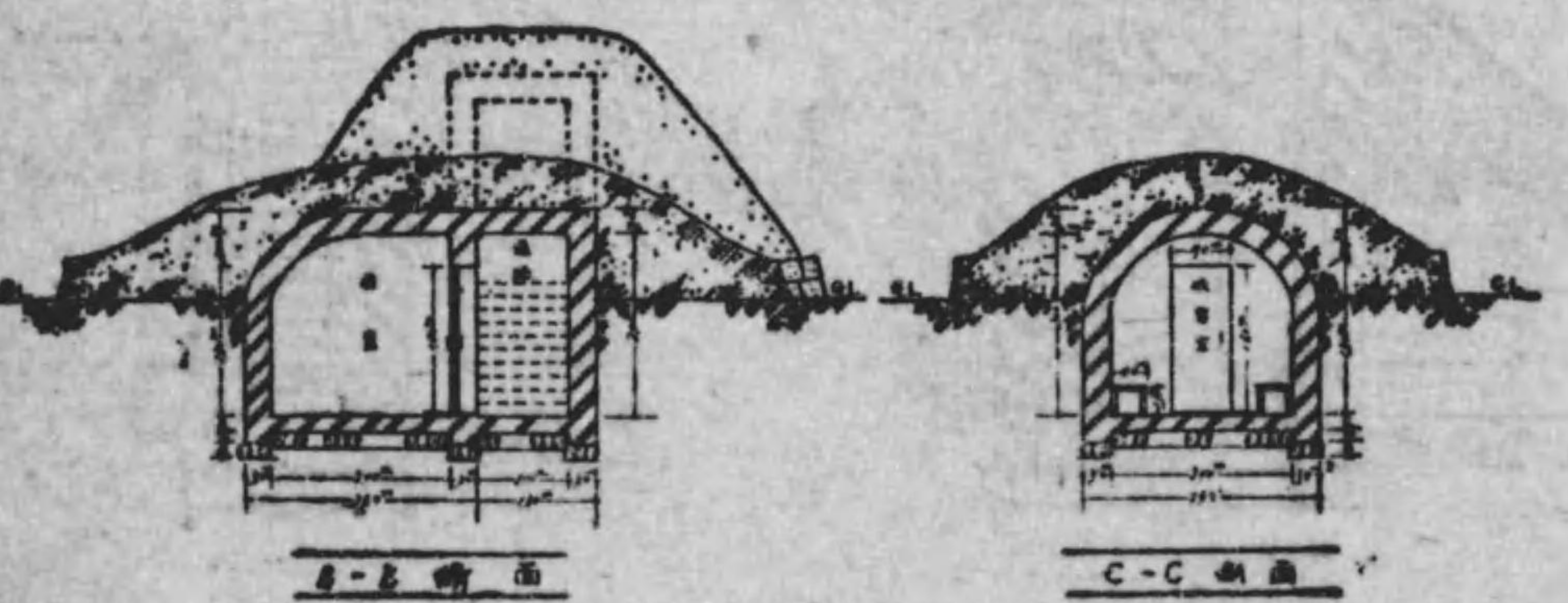
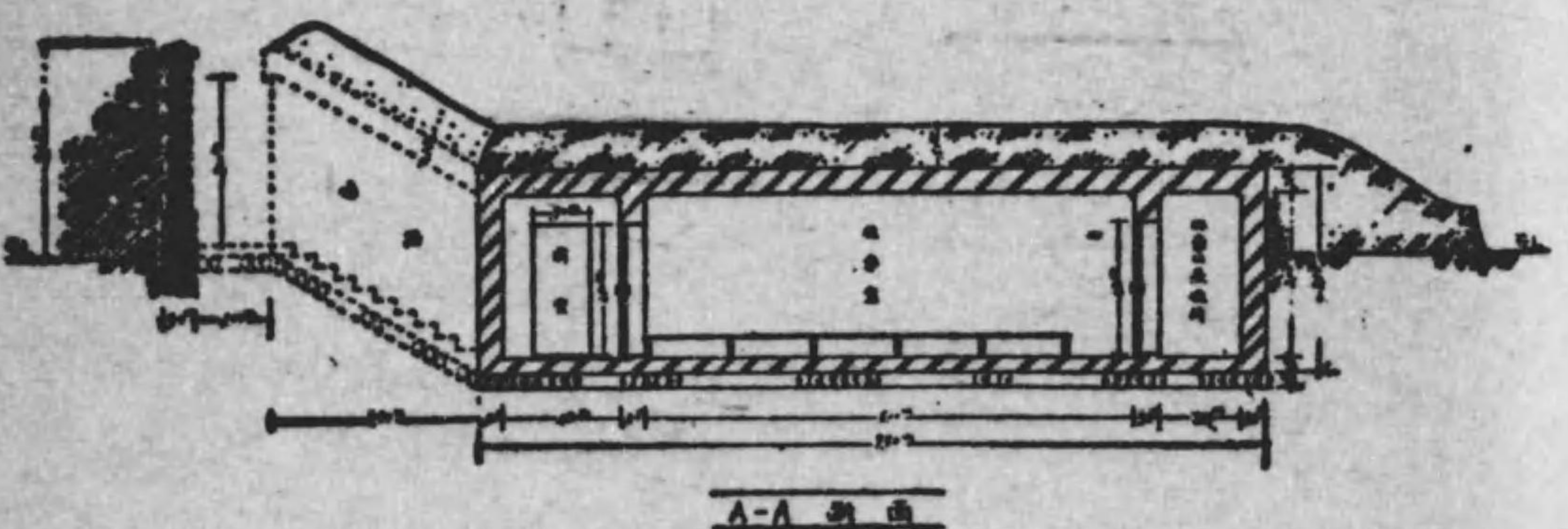
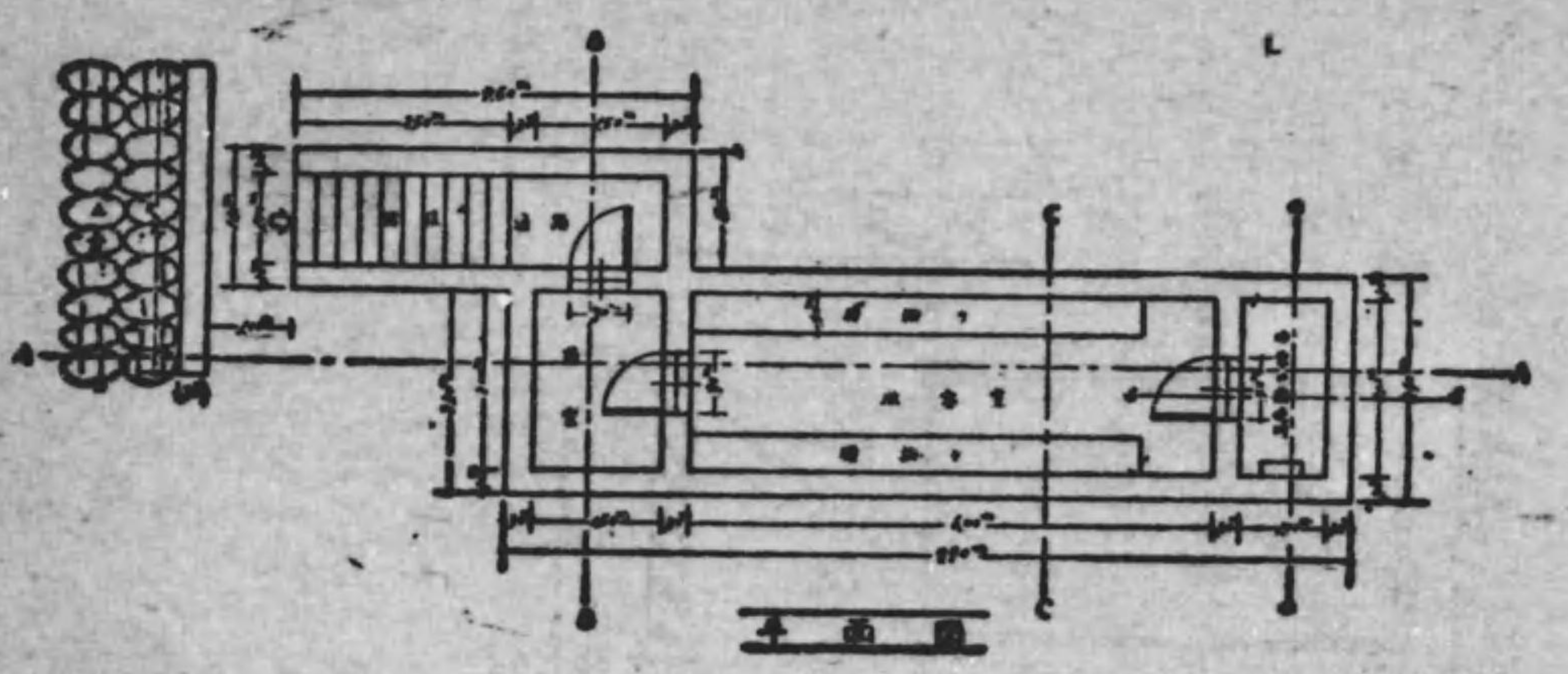
(但此材質八適當ニ撰定ル也)



(38)

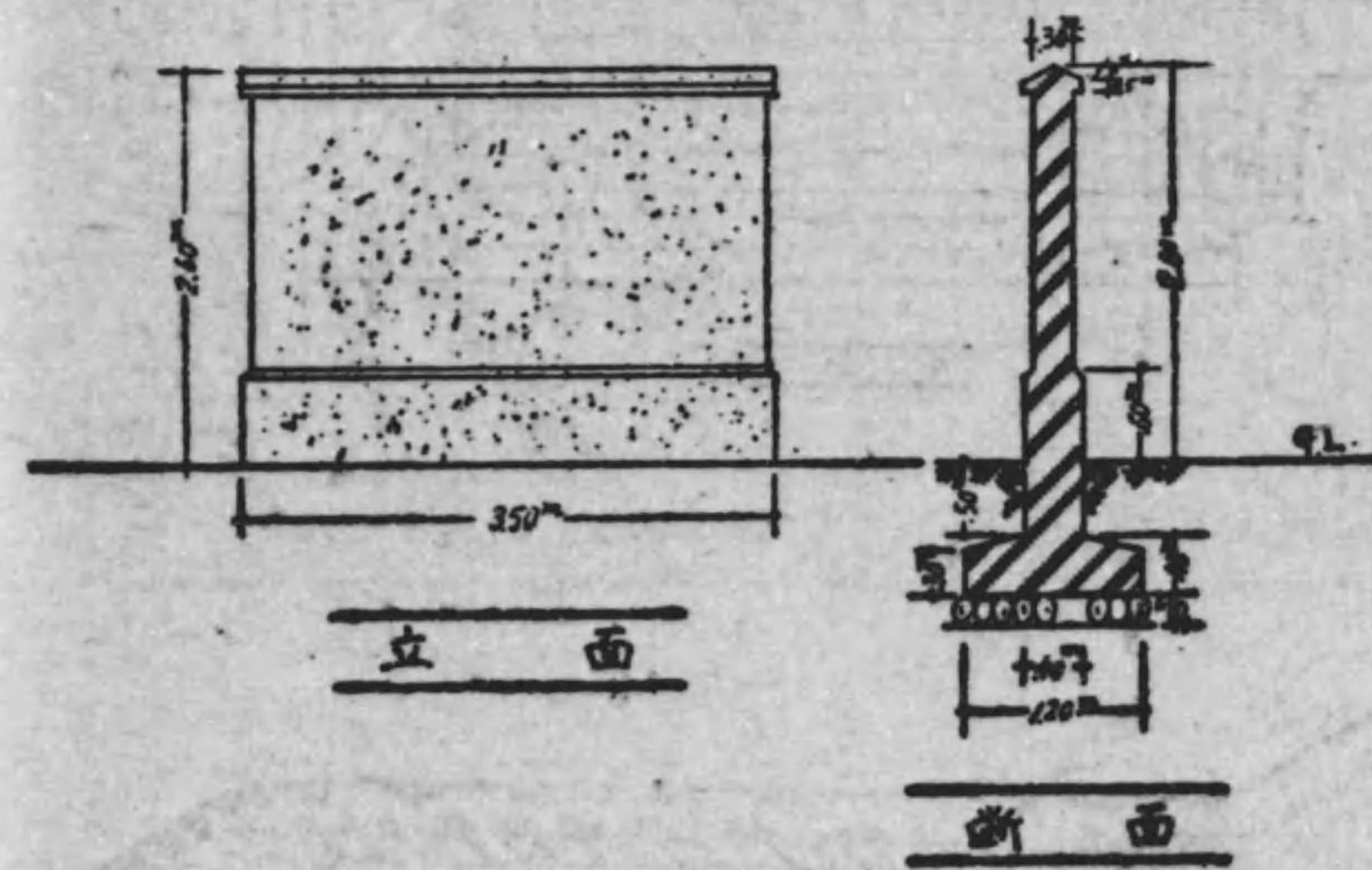


持久防空壕設計例

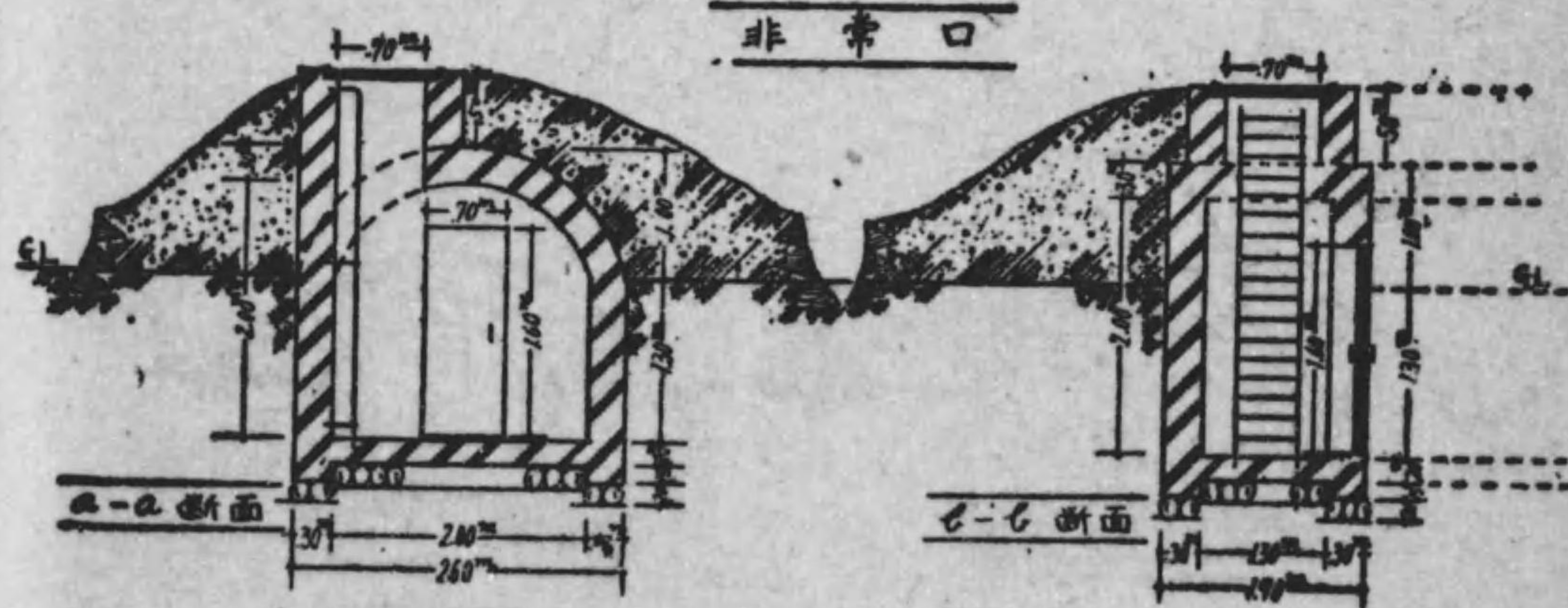


(39)

防護堀



非常口



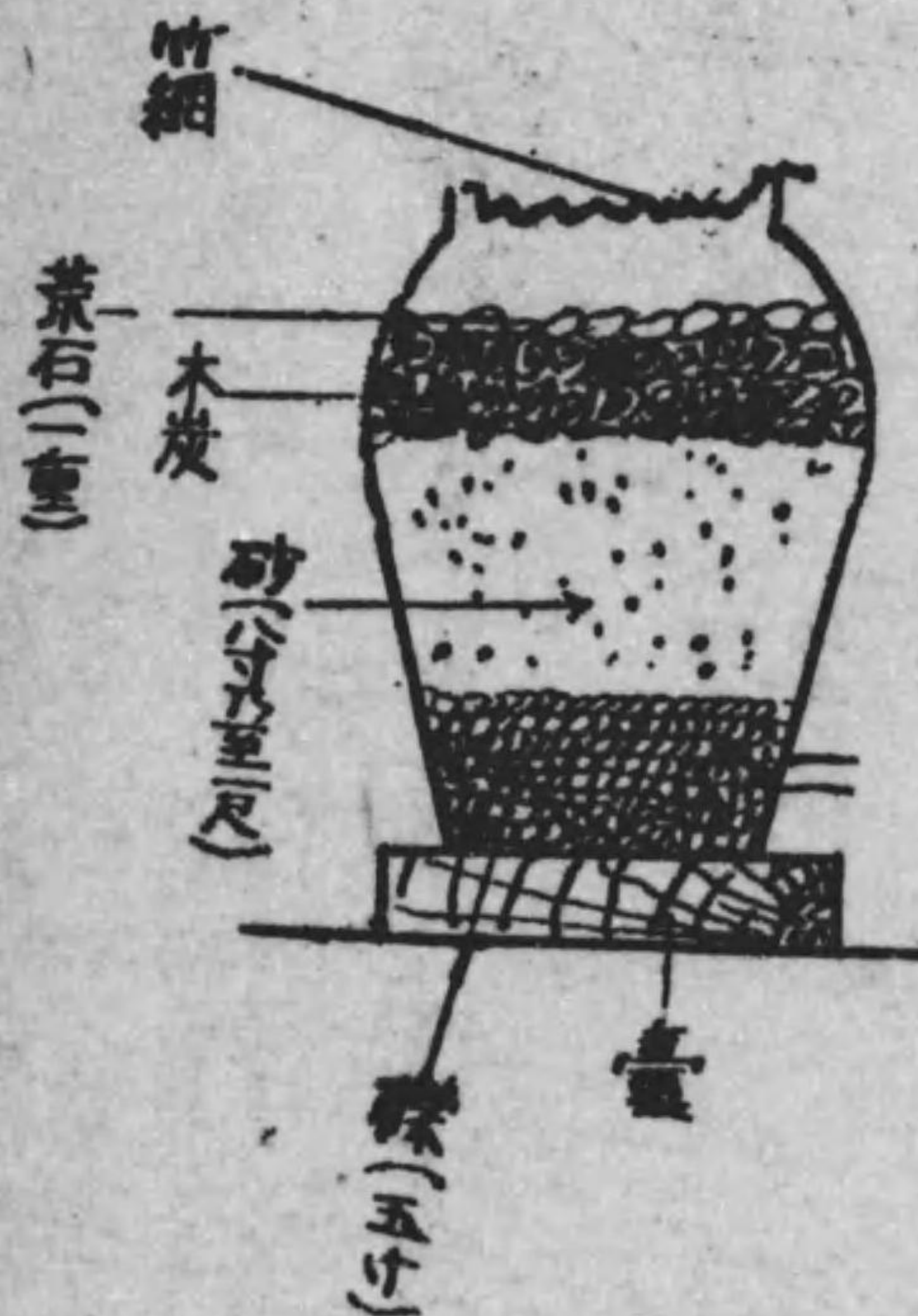
五、食糧と飲料水

各家庭の主婦は平素から主食物や副食物の節約を勵行し緊急の場合の準備として二日分乃至三日分位の食糧(例へば糲、乾パン、罐詰類、干うどん、干そば、素麵、鯉節、梅干、豆類等)を油紙等に包み携帯用の容器と共に隣組共用の穴倉等を設けて貯へて置く必要がある。尙この他に水道の断水時を豫想して次の様な濾過器の用意位はしておくことも肝要であり又避難待避用に水筒などに飲料水を入れられる準備もしておかねばならぬ。

濾過器の作り方

四斗樽又は壺(容器や容器の大きさ等は適宜有るものを間に合はす)に左の圖に示す様に比較的細い川砂、豆砂利、直径五分乃至八分の玉石、木炭(無ければ使用せずともよいが)等を積み重ねて作る

(図面側断縦)



川水を使用する場合は濾した後出来得ればクロールアミン、晒粉等で消毒するか、或は煮沸して用ふること。

井戸水は平時から分析試験をして置き夫々處置方法を考へて置くこと。

六、財産格納

火災のための被害を避くるため貴重品其他重要物件は取纏め緊急避難袋等に容れ地下に埋藏する準備が必要である。

その土かぶりの厚さは二〇糎以上もあれば充分である。

第五 防空の實施

一、防空實施の下令、(内務大臣の命令であつて警戒警報と同時に發令される場合もあらう)があつたら

(一) 防火用器材、防毒面、其他の防空資材を點檢し萬一不足の資材があれば速に整備する事

(二) 揮發油、アルコール、その他引火性の危険物は土中或はその他の安全な場所に藏めること(隣

組共用の埋設所を作つて置くこともよい)

(三) 天井、押入、物置等は燃え易いものがあれば前と同様に處置する事

(四) 食料品が汚毒されない處置をする事

(五) 出来得れば二階以上には可成寝ないやうにすること

二、警戒警報が發令されたら

(一) 警報の發令を隣組内互に確め合ふ事

(二) 樽、桶、浴槽等に水を容れ、樽、桶は計畫に基いて所定の場所に配置する事

(三) 共用水槽に水を容れる事

(四) 家庭の資材消火彈其他及共用資材を使ひ易い所に整理する事

(五) 前項(一)(三)の始末をつける事

(六) 活動に便利のため家の内外特に露地汲取道路等は片付けておく事

(七) 夜分家を空けるときは燈火は空襲管制の状態にし必ず組長と隣家に通知しておく事

(八) 要避難者ばかりに留守居をさせない事

三、空襲警報が發令されたら

(一) 警報の認知を確め合ふ事

(二) 炭火、コンロの火の始末をする事

(三) 瓦斯、電氣の始末をする事

(四) 水道ホースを水道栓に取付ける事

(五) 庭は水に浸して屋内に對して使用便利な所に置く事

(六) 防毒面(又はタオル、マスク)を身につけること

(七) 家を留守にしない事

(八) 外に面した窓戸を閉める事(鍵や錠を掛けないこと)

但防空實施の計畫の項で述べた必要と認められた窓戸を除く

四、焼夷彈の延焼防止法の眼目

焼夷彈を直接消すには非常に澤山の勞力や消火資材を要し又焼夷彈の發熱量にも自ら限りがあり、燃焼する時間は甚だ短いから必勝の信念を以て恐れず先ず手近の消火彈を投入した上迅速に焼夷彈の周圍の可燃物に注水して他へ絶對延焼せしめない事

五、焼夷弾を落されたら

- (一) 逸早く隣組内に知らす事
- (二) 平素の計畫に基いて沈着にして整然しかも勇敢迅速に協同消火に當る事
- (三) 消火作業は出来るだけ焼點に近接して行ふことが有利なれば消火に際しては被服を水で濡らす事(身體への延焼防止にもなる)
- (四) 焼夷弾の種類に應じ落下爆彈の項に於いて述べた方法による事
- (五) 隣家へ延焼する虞れある場合は延焼下面に注水して延焼防止に努めること
- (六) 毒瓦斯の攻撃を受ける事もあるから必ず防毒面若くは濡タオル、マスクを携帯する事を忘れない事

六、瓦斯攻撃を受けたら

- 防空活動員はイペリットのやうなものを撒布された場合の外は瓦斯に對する自己防護を施して、防火等に從事しなければならぬ、こゝでは單に瓦斯攻撃ばかりを受けたときに於ける防空活動員、要避難者、街頭通行人の心得を述べる。
- (一) 一時性瓦斯に對しては
 - (イ) 確實に手早く防毒面を着ける事
 - (ロ) 防毒面のないものは、タオル、手拭類を水に濡して鼻口を包んで、撒毒地域外に避ける事
 - (ハ) 要避難者は防毒室又は防毒蚊帳の中に入る事
 - (ニ) 隣組内の地理の状況(例へばその周圍或は一方に廣い空地がある等)によつて撒毒地域が局部的である事が判れば自分の現在する位置と風向とを考へて風上若くは風の方向と直角方向に避ける事

- (ホ) 通行人は前項の要領に従ふか或は最寄の防護室に入る事
- (二) 持久性瓦斯に對しては

- (イ) 先づ甲に示した方法に従ふ、そうして皮膚についたときは附表第二に示す方法による事
- (ロ) 一般的に云ふと持久性瓦斯を撒布されたときは止むを得ず凡ての仕事を中止してその消毒を必要とするのである

七、警防團長若くは警察消防署長及町會長との連絡

- 次のやうな場合組長は連絡に努めねばならない
- (一) 焼夷弾の延焼を完全に防止した時
 - (二) 燃焼擴大の惧ある時(此の場合隣接組長にも連絡をとる事)
 - (三) 死傷者が出來た時
 - (四) 毒瓦斯特に持久性瓦斯の攻撃を受けたとき
 - (五) 不發の投下爆彈ありたる時は之を標示して

八、隣接隣組への協力

萬一焼夷弾の延焼防止効を奏せず火勢擴大した場合にはその組内の防空活動員だけでは消火困難であるから右に述べた連絡の必要があるのであつて災害を受けてゐない近隣の隣組は進んで應援しなければならぬ

九、消防機關が到着したら

隣組員は初期消防に全力を盡すべきであるが若し隣組の力及ばず延焼擴大して警防團消防部が出勤した時は活動を中斷することなく直ちに進んで其の指揮下に入り更に官設消防機關が到着した時は隣組、警防團共に進んで其の指揮下に入り官設消防機關を中心に一體となり消火に努力すること

第六 消火實施上の心得

燒夷彈による火災又は其他による火災に對し隣組防空活動員は前述の防空精神を遺憾なく發揮して早期防火につとめなければならぬことは既に述べた通りであるが消火の實際について簡易にして手取り早い方法を若干例示する。

一 消火器による消火

幸ひ隣組防空のためにガソリンポンプ、手押ポンプの設備があれば直ちに之を使用すべきであるが之には相當の人手も要るし訓練も要するから平素から充分指導を受けて居らなければならぬ
この場合移動水槽の活用を望む

其の他砂袋、濡藁、蒲團、火叩等を使用して消火する方法もあるが説明を要しないと思ふのでこゝには省略する

二 消火彈による消火

殊に上水道の破壊、斷水、貯水槽の覆滅、水源の涸渇等や同時多發性火災に對しては最も有効適切であり又一時火焰を鎮壓するためには消火彈を屋内のとりやすい適當な個所に置きいざと云ふ場合之を使用すれば其の後の消火作業は極めて容易となる

消火彈の使用数は火災の程度によつて異なるから多い程よいが少くとも五個位は用意して置きたい
之を使用する際は最も勇敢に火に近付き火元の中心に向つて出来る丈低面によつつけなければいけな
い

火焰の鎮壓を見た後はバケツ又は水杓子を以て徹底的に消して置くこと

三 バケツによる消火

イ

バケツ注水の最大目的は消火彈と同様早期防火にあるので、火元先着者の數名は火焰の急所がどこであるかを先づ見極めて之に集中注水し、必ず第一杯目を以つて消し止めるつもりでおらねばならぬ。其の他の者は迅速に便利な送水隊形をつくること肝要である

ロ バケツ送水の方法

火勢の大小、火元と水源との距離の長短、人數の多寡、道幅の廣狭とか火元が高所にあるか否か等に依つて臨機の措置方法をとるべきであるが次に主なる二つの方法を例示する

廻轉式送水法

遞送式送水法

右何れの場合でも各防空活動員は最初バケツに水を満して火元にかけつける事を忘れてはいけぬ
(イ) 廻轉式送水法

次に述べる遞送式の様に多數の人員を必要としないで、遠距離においても少人數で伸縮自由に送水が出来て、疲労は多いが能率は非常に上る。大體次のやうな場合は此の方法をとるのが得策である。

1 火元と水源との距離が送水人員に比較して長距離の場合
2 人員が少ない時

3 火元が一時に多數發生して自然分散的行動をとらねばならぬとき
但し此の方法は道幅の廣い場合に限るので、道幅が狭い場合には送水員の往復が活潑になるに従つて衝突する危険がある

列の作り方

1 先着者は水入バケツを持つて火元に向つて左側の進行を始める

四 梯子の操作

(イ) 梯子は竹製がよい

親竹は上下の太さ凡そ九糎(三寸位)以上で實の入った竹を使ふこと、棧(子)は頑丈な木で作りを、要するに梯子の長さ按比例して梯子の上で活動する人数の重量に耐え得る堅固な梯子を作らなければならないのである



る、要するに梯子の長さ按比例して梯子の上で活動する人数の重量に耐え得る堅固な梯子を作らなければならないのである

(ロ) 梯子の長さ

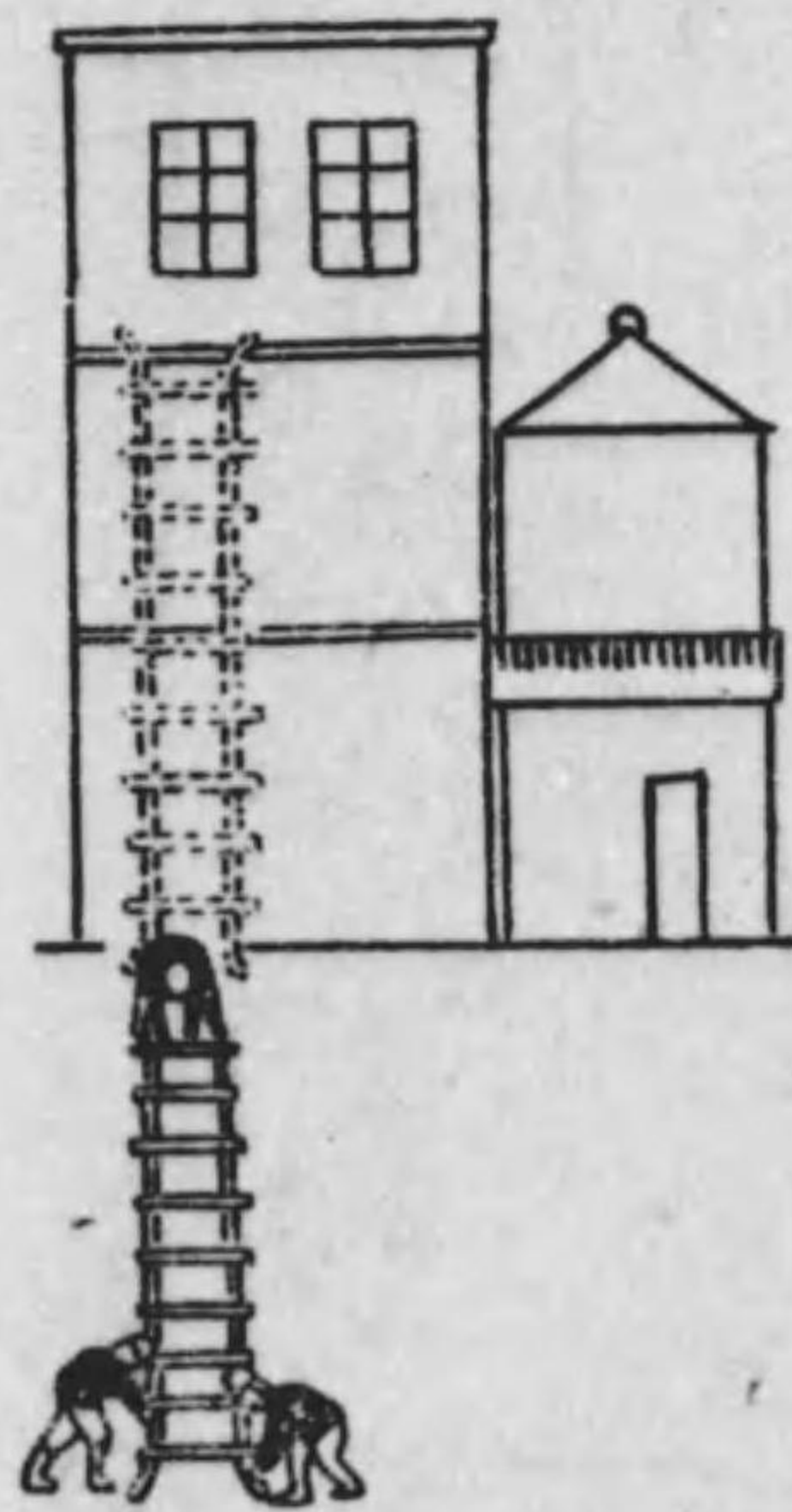
二階なれば凡そ四・五米(約二間半)三階なれば五・五米(約三間)のものがよい

(ハ) 梯子の操作人員(梯子係)

梯子は普通三人か四人で取扱ふのがよい。人が多いと却つて思ふ様な働きが出来ないことがある

(ニ) 掛け方

- 1 建物の前が広く、邪魔になるものがなければ梯子を建物と直角に置き、一人は根元の辻りをおさへ、他の二人は向ひ合つて先の方から手繰つて起して行く
- 2 建物の前は狭いが外に邪魔になるものがなければ梯子を建物に平行して置き一人は根元の辻りをおさへ



他の二人は梯子の中程から少し先の方に向ひ合つて手繰りて起して行く

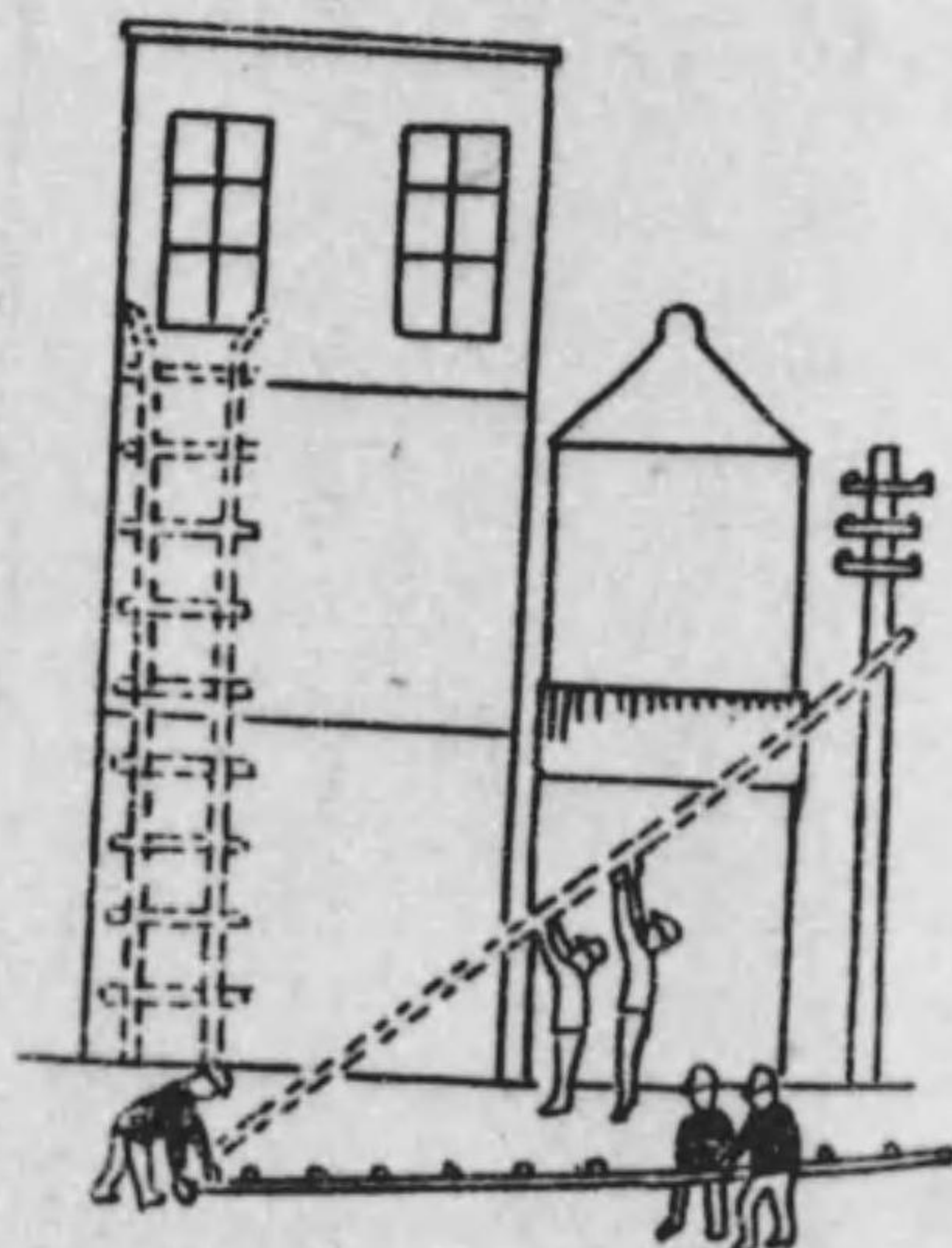
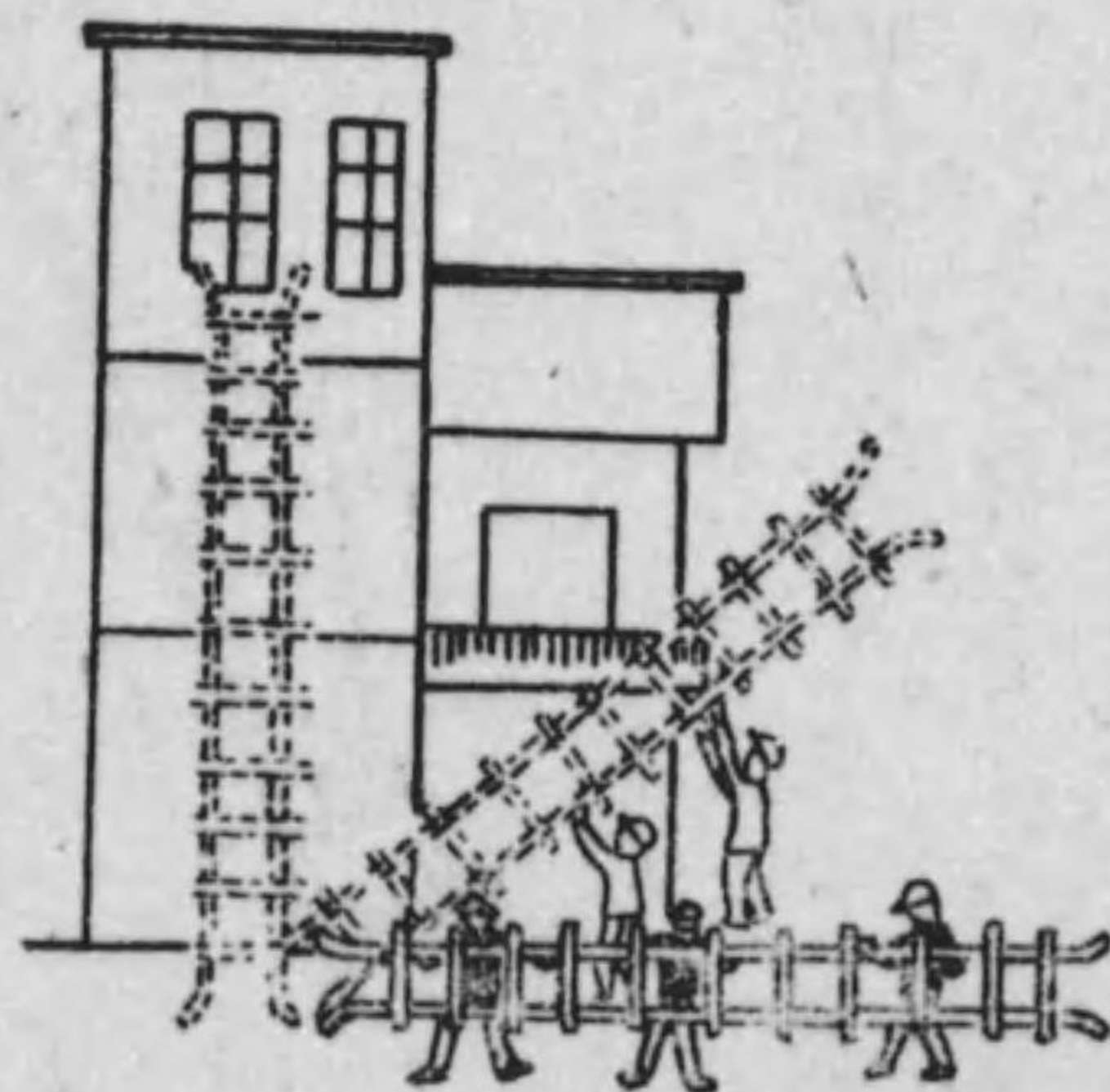
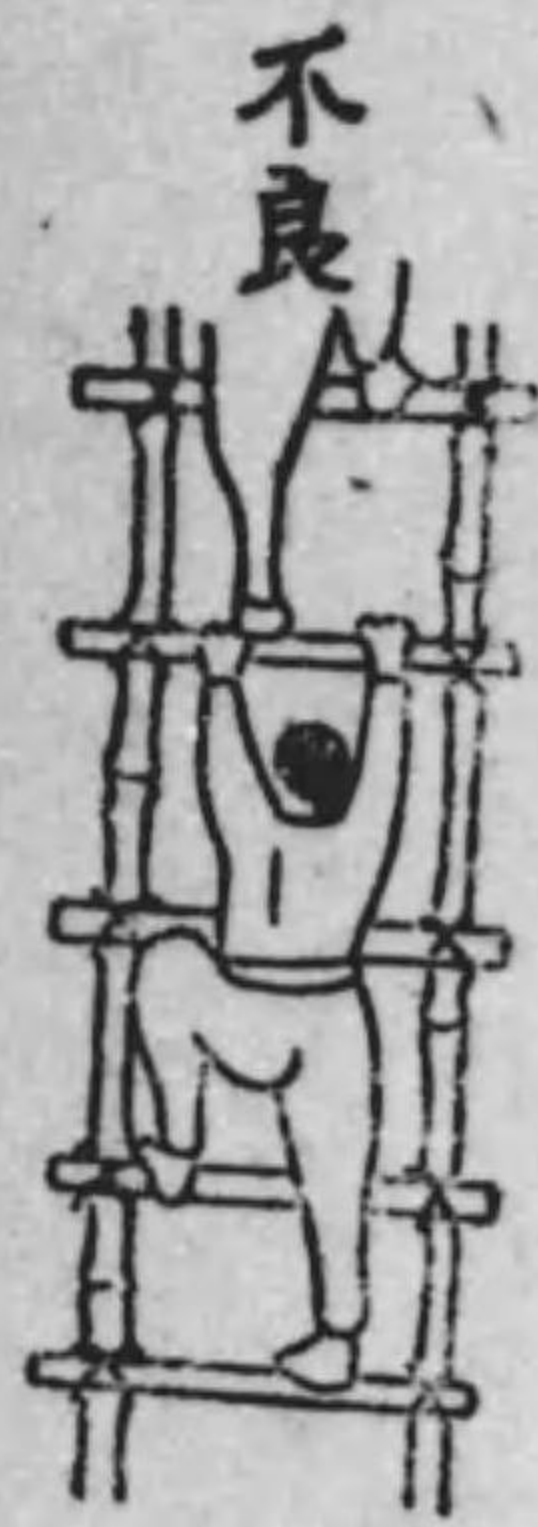
- 3 建物の前が狭く而も電線や看板などがあつて困る場合には建物に平行して梯子を置き一人は根元で辻りをおさへ一人は梯子の中程一人は先の方で互に支へて段々と手繰りて起して行く

(ホ) 梯子の安定法

折角丈夫な梯子であつても掛け方が悪いと辻つたり折れたりすることがあるから必ず一人が梯子の背面から根本の親竹を握つて辻らない様に安定するか或は支木で支へなければならぬ、又梯子の角度は地上六〇度位が活動に便であり折れる危険性も少ない

(ヘ) 梯子の登り方と降り方

梯子を登るとき、降りるときは両手で親竹を握ること、棧を握つて登り降りすると上の者に手を踏まれることがある



(ト) 梯子中途の安定方法

梯子の途中で止つてバケツを上げるには、身体をフラ付かぬ様安全に止めねばならない。その方法は梯子の右側送水の場合は左足を、左側送水の場合は右足を棧の裏側に、後足の甲を下段棧の表側にかけ、両手を離しても安全な様にする事

備考 バケツの卸し方(綱又は竹)による方法

- 一 高い所からバケツを地上に卸すとき太さ八耗(約三分)位の細紐で長さは梯子より少し長くして、両端に約十五纏(約五寸)の握り柄をつけ、下端に「バケツ」を止める装置したものを用ふる



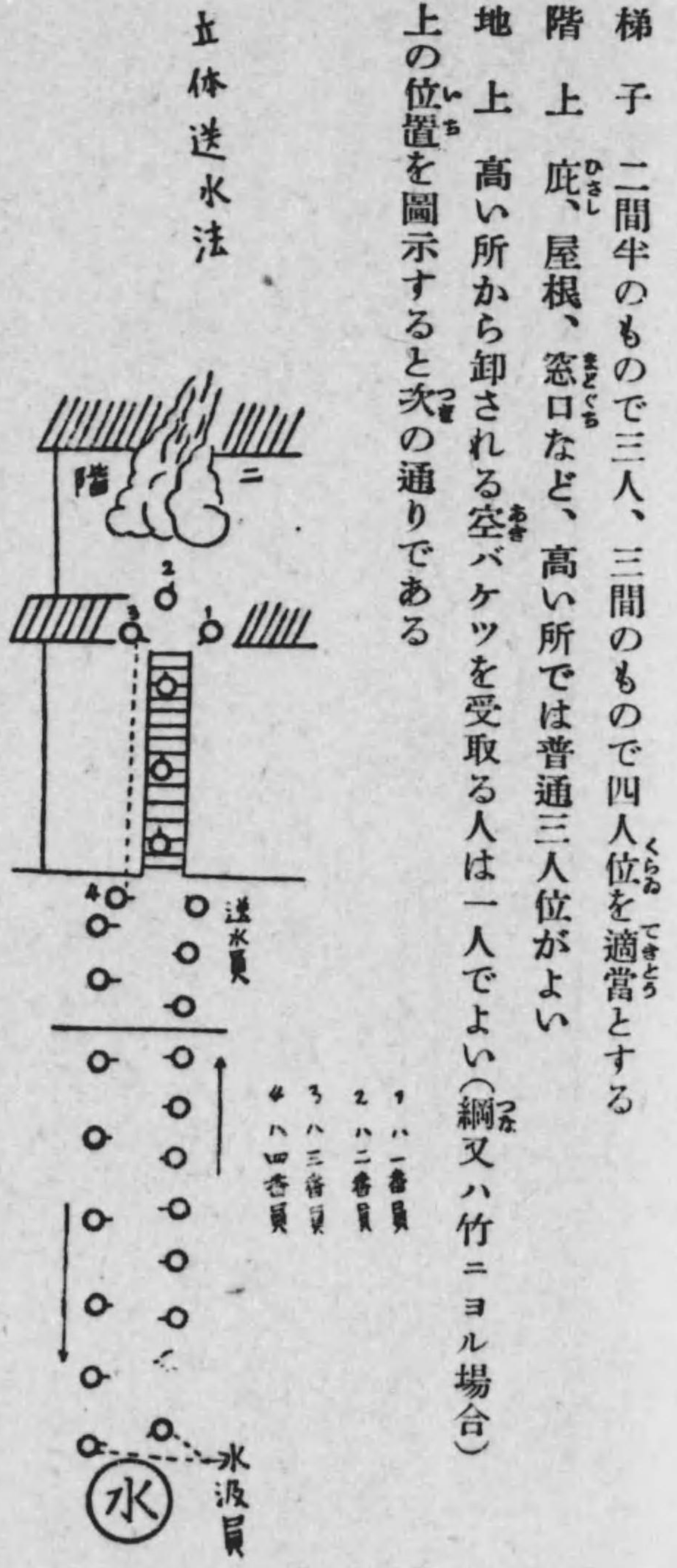
- 二 餘り高くない所では地上で二人が綱(又は蕙)を両手で擴げて上から綱の上に投げ下してもよい

五 立體消火の方法

立體消火とは火源が二階、三階等の高所にあつて、水源がそれより低い所にあるとき、屋外にかけ梯子を利用して或は屋内の階段を通じて送水消火することを云ふのである。

イ 消火員とその位置

- 1 梯子 二間半のもので三人、三間のもので四人位を適當とする
 - 2 階上 庇、屋根、窓口など、高い所では普通三人位がよい
 - 3 地上 高い所から卸される空バケツを受取る人は一人でよい(綱又は竹ニヨル場合)
- 以上の位置を圖示すると次の通りである



ロ 階上の消火動作

- 1 一番員は梯子の先に向つて中腰の姿勢で下から送られるバケツを左手で受取り、右手をバケツの底にかけて二番員に渡す。
- 2 二番員(注水員)は右手で一番員からバケツを受取り水を火に勢よく掛けて空バケツを三番員に渡す。

注意 此の圖は一例を示したもので、梯子のところはバケツリレーによらねばならないが、水源から梯子の下までは圖のやうに、いつでもバケツリレーによるとは限らない。

安定法(右側面手送水の場合)



- 3 三番員は卸し綱の一方の端を下に卸し、他の一方は右手に持つてゐて二番員から空バケツを左手で受取ると、この綱に通して迂らして下におろす。
- 4 四番員は上から卸された綱の端を左手に握つてゐて、空バケツが迂り下りてくると右手でこれを外して送水員に渡す。

六 被覆防火の方法

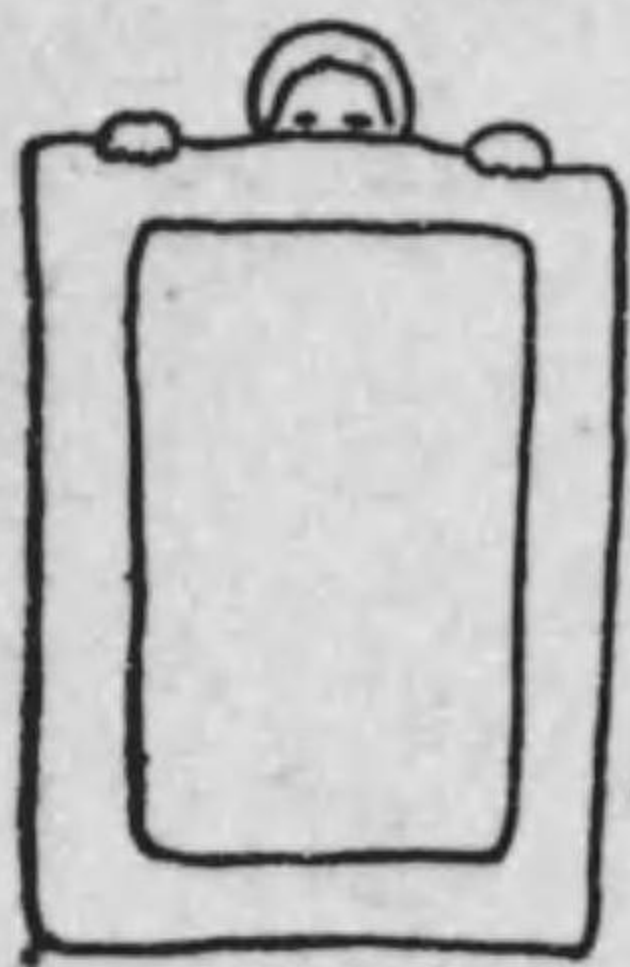
焼夷弾の火の上に濡れ藁や濡れ古蒲團を被せるには次の様にすれば割合安全である、何分燃え方がきついで恐がる様であるが、決して心配はない、勇氣を出して火に近付いて被せることが最も大事なことである。

- イ 藁や蒲團の短い方の端から少し内側を両手で握つて目の高さ迄あげる。
- ロ 姿勢を少し低くして垂れ下つた部分を足先で蹴りながら、藁や蒲團を盾の様にして火に近づいて行く。

第一圖



第二圖



第三圖



- ハ 燃えてゐる火の所へ凡そ八十糎(約三尺位)近づいた時に両手を少し上にあげつゝ火の中心に向つて藁や蒲團を被せる。

第七 防 諜

以上國民防空の大體と隣組防空全般について詳述したが高度國防國家體制の重大要素たる防諜について概略述べることにする。

防空は縦の防禦であり防諜は横の防禦である。國土防衛はこの兩者が完全に行はれた時に於いて始めて安全であるが、空襲は防諜の欠陥より起るとも云へるのである。

一 秘密戦について

國家間の戦争には武力戦と秘密戦(經濟戦、思想戦、宣傳戦)とに大別することが出来る、防諜は即ち秘密戦に勝つことである。如何に武力戦に勝つても秘密戦に負ければ敗戦の憂目を見なければならぬことは、前歐洲大戰に於いて獨逸が英空軍の宣傳により銃後の崩壊を來たし慘敗の憂目を見た例に徴しても明らかである。では秘密戦とは何んなものか、先づ攻撃の準備としてスパイ(第五列)を派して敵國の諜報を蒐める、この諜報によつて銃後の固めを攪亂する各種の宣傳をやり謀略するのが秘密戦の目的である。

宣傳により思想的に破れたのが先の獨逸であり、獨逸のスパイにより米國汽船ルシタニヤ號が爆沈されたのが謀略である。

さて謀略とは何か、謀略には宣傳又は流言蜚語を飛ばして國民に不安を與へ、日常生活品の買溜、賣惜等を煽動して國內物資の統制を亂し、交通を遮断して經濟封鎖をする等の經濟謀略、思想謀略が之で

ある。敵國內にスパイをひそませて破壊、放火、爆破、ストライキ、テロ行為、細菌散布などをやる謀略もある、そこで国民の一人一人が諜報の材料を與へぬため、みだりに喋べらず、宣傳に耳を掩ひ、煽動に乗らず、そして謀略遂行の隙を與へぬことが防諜である。

二 スパイは何處に居るか

スパイは吾々の周囲を取巻き吾々日常の言語動作を注視し、工場を狙ひ、軍事や経済力の動きを覗つてゐるのである。斯くして得たる諜報は逐次極めて合法的な組織網を通じて本國に通報されるのである。

三 日本國民性と防諜

由來日本人は誠に善良であり、正直であり、開放的であるから防諜上から言へば残念ながら先天的に不向な性格を持つ國民と云へる、兎角無警戒、無意識の裡に各國のスパイの手に躍らされてゐる日本人は實に多いのである。従つてスパイは吾々は周囲といふよりは寧ろ吾々の心の中に居る事を思へば各自の十二分の自戒によつて防諜は至極簡単に遂行出来る譯である。防諜には防空の如く施設も資材も要しない。要は國民の個々が確固たる防諜精神を自ら自體が必要である。

第八 警防團ト隣組防空ノ職能其ノ他ノ比較表

| 項目 | 警防團 | 隣組 |
|-------|----------------------------------|---------------------------------|
| 團體ノ性質 | 警察消防官廳ノ補助機關 (公共ノ利益ヲ目的トスル公ノ團體) | 自發的設置ニカ、ル自主自衛機關 (組自身ヲ護ル私ノ團體) |

| 擔當區域 | 業務 | 隣組區域内 (原則トシテ區域外ノ應援ヲ行ハズ) |
|---------------------------|--|--|
| 學校通學區域 (時トシテ區域外ノ應援ヲ行フ) | 自轉車傳令等ヲ以テ管内全般ヘ傳達 | 組内各家庭ガ警報ヲ正確ニ受領セシヤ否ヤ確カメ合フ |
| 消防 | 區域内管制ノ指導監督及管理者常在セザル公共用燈火ノ管制實施 | 組内各家庭ノ管制實施ノ協力 |
| 防毒 | 消防官廳ノ補助機關トシテガソリン唧筒等ヲ使用シテ區域内ノ消防ニ従事ス | 輕便消火器、バケツ、瀧筵等ヲ使用シテ區域内ノ早期防火ニ努メ消防機關ガ到着シタラ消防署、警防團ノ手ニ委ネル |
| 防 | 瓦斯警報ノ發令、傳達、瓦斯ノ檢知汚毒地域ノ標示及消毒等ノ防毒作業ヲ行フ | 家庭簡易防毒室、防毒蚊帳等ノ設備ヲ利用シテ組員ノ毒瓦斯防護ニ協力ス |
| 救護 | 應急處置所ヲ設置シテ負傷者ノ應急處置ヲ爲ス外、救護所其ノ他ヘ死傷者ヲ收容スル等區域内公共防護ニ従事ス | 家庭常備藥等ノ整備融通等組内各家庭ニ於ケル救護ニ付相互協力ス |
| 避難 | 區域内要避難者等ノ避難ノ誘導及避難所ノ管理及警備ヲ行フ | 誘導者ナキ場合ニ於ケル情況ニ基ク正確ナル助言等組内要避難者ノ避難ニ關シ相互協力ス |
| 警護 | 區域内要警護物件ノ警護ヲ行フ | 組内各自家ノ警護ヲ行フ |
| 交通整理 | 區域内交通整理ニ従事ス | 之ヲ行ハズ |
| 工作 | 區域内工作ニ従事ス | 原則トシテ之ヲ行ハズ |

一 大阪市隣組防空指導要綱

第一章 總則

第一條 本要綱ハ大阪市民ノ組織スル隣組ノ行フベキ防空業務（以下單ニ隣組防空ト稱ス）ニ付其ノ育成指導上必要ナル事項ヲ規定ス

第二條 本要綱ニ隣組ト稱スルハ大阪市町會規程ニ定ムル隣組ヲ謂フ

第二章 指導組織

第三條 隣組防空ノ育成指導ハ市長之ヲ統括ス區内ノ隣組防空ノ育成指導ハ市長ノ定ムル所ニ依リ區長之ヲ實施ス

前項ノ實施ニ際シテハ區長必要ニ應ジ關係警察、消防署長ト協議スルモノトス

第四條 隣組ノ防空指導研究協議ノタメ市並區ニ隣組防空指導委員會ヲ設置ス

市隣組防空指導委員會ハ市長ノ委囑又ハ任命スル左ノ者ヲ以テ組織ス

一、委員 長 一名

大阪市助役

二、副委員 長 一名

總動員部長

三、委員 若干名

(一) 中部軍司令部防空主任參謀

(二) 大阪師團司令部防空主任參謀

(三) 阪神海軍部防空主任將校

(四) 大阪府警防課長並消防課長

(五) 大阪市區長 (一名)

(六) 大阪市内警察消防署長 (各一名)

(七) 大阪市内町會聯合會長 (各一名)

(八) 大阪市内警防團長 (二名)

(九) 大阪府救護並防毒指導員 (各一名)

(十) 電氣局内線課長 (各一名)

(十一) 保健部豫防課長 (各一名)

(十二) 總動員部防護課長 (各一名)

(十三) 防護ニ關スル市囑託 (各一名)

(十四) 其他學識經驗アル者 (各一名)

委員ノ任期ハ二ケ年トス但(一)(二)(三)(四)(十)(十一)(十二)(十三)ノ委員ハ此ノ限ニアラズ
區隣組防空指導委員會ハ區長ヲ委員長トシ區長ノ委囑又ハ任命スル左ノ者ヲ以テ組織ス
一、副委員 長

出張所長

總動員課長

二、委員 若干名

(一) 區内警察、消防署長

(二) 區内町會聯合會長

- (三) 區内警防團長
- (四) 區内各警察管區大阪府救護並防毒指導員
- (五) 總動員係長(區及出張所)
- (六) 其他學識經驗アル者

第五條 隣組防空ノ育成並訓練ノ指導ノタメ區ニ區防空指導員、町會ニ隣組防空指導員ヲ置ク

區防空指導員ハ其ノ區内ニ於ケル隣組防空指導員ノ指導ニ當ルモノトシ隣組防空指導員ハソノ町會内ノ隣組防空ノ指導ニ當ルモノトス

區防空指導員ハ左ノ者ヨリ市長之ヲ委囑又ハ任命ス

- (一) 區吏員 若干名
 - (二) 警察、消防署警防主任 若干名
 - (三) 大阪府救護並防毒指導員 若干名
 - (四) 其他學識經驗アル者 //
- 隣組防空指導員ハ左ノ者ヨリ區長之ヲ委囑ス
- (一) 町會長 一名
 - (二) 警防團幹部 一名
 - (三) 町會役員 一名

第三章 指導方針

第六條 隣組防空ノ指導項目ハ概ネ左ノ如シ

- (一) 防空精神ノ涵養ニ關スル事項
- (二) 防空知識ノ普及徹底ニ關スル事項

(三) 防空設備資材ノ整備ニ關スル事項

(四) 防空訓練ノ實施ニ關スル事項

(五) 其ノ他防空ニ關シ必要ナル事項

第七條 防空精神ノ涵養ニ關シテハ空襲ノ當初ハ勿論ソノ災害ノ渦中ニアリテ敢闘以テ災害ノ防止輕減ニ從事セントスル自主自衛ノ旺盛ナル意識ト沈勇忍耐ノ氣象トヲ助長強化スルト共ニ自衛防空ノ完遂ハ即チ一面國力扶持ノ重要ナル要素ナルコトヲ知得セシムルヲ主眼トシテ指導スルモノトス

第八條 防空知識ノ普及徹底ニ關シテハ自衛防空完遂ノ爲メ警報傳達、燈火管制、防火、防毒、救護、待避等必要事項ノ修得ニ萬全ヲ期スルト共ニ特ニ空襲ノ實相及防空一般ヲ正識セシムル如ク指導スルモノトス

第九條 防空設備資材整備ニ關シテハ當該隣組地域内ニ於ケル人員ノ多寡建物ノ狀態水利ノ狀況等防空地理ノ實狀ニ既シテ自衛防空遂行上必要ナルモノニ付其ノ種類用途ヲ考慮シテ各家庭毎ニ或ハ隣組共同シテ整備セシムルモノトス

第十條 防空訓練ニ際シテハ有事ノ際ニ於ケル迅速圓滑ナル協同動作ト有效適切ナル防護技術トヲ體得セシムルヲ主眼トシテ指導スルモノトス

二 防空法 (昭和十二年四月五日法律第四十七號)

第一條 本法ニ於テ防空ト稱スルハ戰時又ハ事變ニ際シ航空機ノ來襲ニ因リ生ズベキ危害ヲ防止シ又ハ之ニ因ル被害ヲ輕減スル爲陸海軍ノ行フ防衛ニ則應シテ陸海軍以外ノ者ノ行フ燈火管制、消防、防毒、避難及救護並ニ此等ニ關シ必要ナル監視、通信及警報ヲ、防空計畫ト稱スルハ防空ノ實施及之ニ關シ必要ナル設備又ハ資材ノ整備ニ關スル計畫ヲ謂フ

第二條 防空計畫ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ地方長官（東京府ニ在リテハ警視總監ヲ含ム以下之ニ同ジ）又ハ地方長官ノ指定スル市町村長防空委員會ノ意見ヲ徵シ之ヲ設定シ主務大臣又ハ地方長官ノ認可ヲ受クベシ

第三條 主務大臣ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ規模大ナル事業又ハ施設ニシテ防空上特ニ必要アルモノニ付行政廳ニ非ザル者ヲ指定シテ防空計畫ヲ設定セシムルコトヲ得

前項ノ防空計畫ハ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ

第四條 防空計畫ノ設定者ハ其ノ防空計畫ニ基キ防空ヲ實施シ又ハ防空ノ實施ニ關シ必要ナル設備若クハ資材ノ整備ヲ爲スベシ

第五條 地方長官ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ防空計畫ニ基キ特殊施設ノ管理者又ハ所有者ヲシテ防空ノ實施ニ關シ必要ナル設備若ハ資材ノ整備ヲ爲サシメ又ハ防空ノ實施ニ際シ必要ナル設備若ハ資材ヲ供用セシムルコトヲ得

第六條 地方長官ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ特殊技能ヲ有スル者ヲシテ防毒、救護其ノ他防空ノ實施ニ從事セシムルコトヲ得

第七條 防空ノ實施ノ開始及終止ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第八條 燈火管制ヲ實施スル場合ニ於テハ勅令ノ定ムル所ニ依リ其ノ實施區域内ニ於ケル光ヲ發スル設備又ハ裝置ノ管理者又ハ之ニ準スベキ者ハ他ノ法令ノ規定ニ拘ラズ其ノ光ヲ秘匿スベシ

第九條 防空ノ實施ニ際シ緊急ノ必要アルトキハ地方長官又ハ市町村長ハ他人ノ土地若ハ家屋ヲ一時使用シ、物件ヲ收用若ハ使用シ又ハ防空ノ實施區域内ニ在ル者ヲシテ防空ノ實施ニ從事セシムルコトヲ得

行政執行法第五條及第六條ノ規定並ニ之ニ基キテ發スル命令ハ前項ノ規定ニ基キテ爲ス處分ニ依リテ負フ義務ノ履行ヲ市町村長ガ強制スル場合ニ之ヲ準用ス

第十條 主務大臣ハ防空計畫ノ設定者ニ對シ防空計畫ノ全部又ハ一部ニ基キ防空ノ訓練ヲ爲スベキコトヲ命ズルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ防空ノ訓練ヲ爲ス場合ニ於テハ第三條第一項ノ規定ニ依リ防空計畫ノ設定者ハ其ノ從業者ヲシテ防空ノ訓練ニ從事セシムルコトヲ得

第一項ノ規定ニ依リ燈火管制ノ訓練ヲ爲ス場合ニ於テハ勅令ノ定ムル所ニ依リ訓練區域内ニ於ケル光ヲ發スル設備又ハ裝置ノ管理者又ハ之ニ準ズベキ者ハ他ノ法令ノ規定ニ拘ラズ其ノ光ヲ秘匿スベシ

第十一條 防空ニ關スル調査ノ爲必要アルトキハ主務大臣、地方長官又ハ市町村長ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ關係者ニ對シ資料ノ提出ヲ命ジ又ハ官吏若ハ吏員ヲシテ關係アル場所ニ立入り検査ヲ爲サシムルコトヲ得但シ私人ノ邸宅並ニ業務上ノ秘密ニ屬スル事項及設備ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ規定ニ依リ立入ル場合ニ於テハ其ノ旨豫メ其ノ場所ノ管理者ニ通知スベシ

第十二條 第六條又ハ第九條第一項ノ規定ニ依リ關係アル場所ニ立入ル場合ハ其ノ證票ヲ携帯スベシ又ハ死亡シタル場合ニ於テハ地方長官、市町村長又ハ第三條第一項ノ規定ニ依リ防空計畫ノ設定者ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ本人又ハ其ノ葬祭ヲ行フ者ニ對シ療養又ハ葬祭ニ要スル費用ヲ給スベシ

第十三條 地方長官第五條ノ規定ニ依リ防空ノ實施ニ際シ必要ナル設備若ハ資材ヲ供用セシメ又ハ地方長官若ハ市町村長第九條第一項ノ規定ニ依リ土地家屋物件ヲ收用若ハ使用スル場合ニ於テハ勅令ノ定ムル所ニ依リ其ノ損失ヲ補償スベシ

前項ノ規定ニ依リ補償ヲ受クベキ者補償ニ付不服アルトキハ其ノ金額ノ決定ノ通知ヲ受ケタル日ヨリ

供用收用又ハ使用ノ後六月ヲ經過シテ補償金額ノ決定ノ通知ヲ受ケザルトキハ其ノ期間經過シタル日ヨリ六月以内ハ通常裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第十四條 地方長官第六條第一項ノ規定ニ依リ特殊技能ヲ有スル者ヲシテ防空ノ實施ニ從事セシメ又ハ第三條第一項ノ規定ニ依ル防空計畫ノ設定者第六條第二項ノ規定ニ依リ其ノ從業者ヲシテ防空ノ實施ニ從事セシムル場合ニ於テハ勅令ノ定ムル所ニ依リ其ノ實費ヲ辨償スベシ

前條第二項ノ規定ハ前項ノ實費辨償ニ之ヲ準用ス

第十五條 防空計畫ノ設定、防空ノ實施、防空ノ實施ニ關シ必要ナル設備若ハ資材ノ整備第十條第一項ノ規定ニ依ル防空ノ訓練又ハ第十二條ノ規定ニ依ル給與ヲ爲スニ要スル費用ハ地方長官之ヲ爲ス場合ニ於テハ北海道又ハ府縣、市町村長之ヲ爲ス場合ニ於テハ市町村、第三條第一項ノ規定ニ依ル防空計畫ノ設定者之ヲ爲ス場合ニ於テハ其ノ者ノ負擔トス特殊施設ノ管理者又ハ所有者第五條ノ規定ニ依リ設備又ハ資材ノ整備ヲ爲スニ要スル費用ハ其ノ者ノ負擔トス

第十六條 防空委員會ニ關スル規程ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第十七條 國庫ハ勅令ノ定ムル所ニヨリ左ノ諸費ニ對シ其ノ二分ノ一以内ヲ補助ス

一 第十五條第一項ノ規定ニ依リ北海道、府縣、市町村又ハ第三條第一項ノ規定ニ依ル防空計畫ノ設定者ノ負擔スル費用

二 第十五條第二項ノ規定ニ依リ特殊施設ノ管理者又ハ所有者ノ負擔スル費用

三 防空委員會ニ關シ北海道、府縣又ハ市町村ノ負擔スル費用

第十八條 特殊技能ヲ有スル者故ナク第六條第一項ノ規定ニ依ル地方長官ノ命令ニ從ハザルトキハ三月以内ノ懲役又ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

第十九條 第八條ノ規定ニ違反シタル者ハ三百圓以下ノ罰金、拘留又ハ科料ニ處ス

故ナク第十一條第一項ノ規定ニ依ル資料ノ提出ヲ拒ミ若ハ虛偽ノ資料ヲ提出シ又ハ當該官吏若ハ吏員ノ立入検査ヲ拒ミ若ハ妨ゲタル者亦前項ニ同ジ

第二十條 町村組合ニシテ町村ノ事務ノ全部又ハ役場事務ヲ共同處理スルモノハ本法ノ適用ニ付テハ之ヲ一町村、其ノ組合管理者ハ之ヲ町村長ト看做ス

町村制ヲ施行セザル地ニ於テハ本法中町村ニ關スル規定ハ町村ニ準ズベキモノニ、町村長ニ關スル規定ハ町村長ニ準ズベキ者ニ之ヲ適用ス

第二十一條 國ニ於テ管理スル施設ニ關スル防空ニ付テハ勅令ノ定ムル所ニ依ル

第二十二條 本法ヲ朝鮮、臺灣又ハ樺太ニ施行スル場合ニ於テ必要アルトキハ勅令ヲ以テ特別ノ定ヲ爲スコトヲ得

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

三 防空法施行令 (昭和十二年九月二十九日勅令第五百四十九號)

第一條 地方長官(東京府ニ在リテハ警視總監ヲ含ム以下之ニ同ジ)ハ道府縣ノ全區域又ハ數市町村ノ區域ニ亘リ計畫スベキ事項其ノ他必要ト認ムル事項ニ關シ防空計畫ヲ設定スベシ

前項ノ防空計畫ハ道府縣防空委員會ノ意見ヲ徵シ之ヲ設定シ内務大臣ノ認可ヲ受クベシ

防空法第二條ノ規定ニ依リ指定セラレタル市町村長ハ市町村ノ區域内ニ於テ計畫スベキ事項其ノ他必要ト認ムル事項ニ關シ防空計畫ヲ設定スベシ

前項ノ防空計畫ハ市町村防空委員會ノ意見ヲ徵シ之ヲ設定シ地方長官ノ認可ヲ受クベシ

第二條 防空法第三條第一項ノ事業又ハ施設ハ工場、鑛山、鐵道、軌道、無線電信、無線電話又ハ電氣、瓦斯、海運若ハ航空ニ關スル事業若ハ施設トス

第三條 防空法第五條ノ規定ニ依リ整備ヲ爲サシムルコトヲ得ベキ設備又ハ資材ハ左ノ各號ニ掲グルモノトス

- 一 電氣工作物、工場、鑛山、鐵道、軌道、診療所ノ類ニ付テハ燈火管制ニ關シ必要ナルモノ
- 二 水道、下水道、瓦斯工作物、石油タンク、工場、鑛山ノ類ニ付テハ消防ニ關シ必要ナルモノ
- 三 劇場、診療所、百貨店、地下ニ敷設シタル鐵道又ハ軌道、地下室ヲ有スル建築物ノ類ニ付テハ防毒、避難又ハ救護ニ關シ必要ナルモノ

防空法第五條ノ規定ニ依リ供用セシムルコトヲ得ベキ設備又ハ資材ハ左ノ各號ニ掲グルモノトス

- 一 高層建築物ノ類ニ付テハ監視ニ關シ必要ナルモノ
- 二 號報器ヲ有スル施設ニ付テハ警報ニ關シ必要ナルモノ
- 三 學校、集會場、劇場、診療所、百貨店、地下ニ敷設シタル鐵道又ハ軌道、地下室ヲ有スル建築物避難上有効ナル空地ヲ有スル工場其他ノ建築物、運動場ノ類ニ付テハ防毒、避難又ハ救護ニ關シ必要ナルモノ

第四條 防空法第六條第一項ノ特殊技能ヲ有スル者ハ左ノ各號ニ掲グル者トス

- 一 醫師、齒科醫師、獸醫師、藥劑師及看護婦
- 二 防空ニ關スル技能ニ付特殊ノ教育訓練ヲ受ケタル者ニシテ內務大臣ノ認可ヲ受ケ地方長官ノ定ムルモノ

防空法第三條第一項ノ規定ニ依リ防空計畫ノ設定者ノ從業者ニシテ其ノ防空計畫ニ基キ防空ノ實施ニ從事スベキモノ其ノ他正當ノ事由アル者ハ同法第六條第一項ノ規定ニ依リ防空ノ實施ニ從事セシムル

コトヲ得ズ

第五條 防空ノ實施ノ開始及終止ハ內務大臣之ヲ命ズ

前項ノ命令ハ關係アル地方長官及防空法第三條第一項ノ防空計畫ノ設定者ニ對シテハ內務大臣、關係アル市町村長ニ對シテハ內務大臣ノ通知ニ依リ地方長官之ヲ發ス
內務大臣第一項ノ命令ヲ爲スニ付テハ其ノ時期及區域ニ關シテハ陸軍大臣又ハ海軍大臣ノ通知ニ依ルベシ

第六條 前條ノ規定ニ依リ防空ノ實施ノ開始命令アリタルトキハ防空計畫ノ設定者ハ監視及之ニ伴フ通信ニ關シテハ直ニ之ヲ實施シ防空上必要ナル其ノ他ノ事項ニ關シテハ其ノ準備ヲ爲シ適宜之ヲ實施スベシ

第七條 防空ヲ實施スル場合ニ於テ航空機ノ來襲ニ關シテハ左ノ各號ノ區分ニ依リ防空警報ヲ發ス

- 一 警戒警報 航空機ノ來襲ノ虞アル場合
- 二 警戒警報解除 航空機ノ來襲ノ虞ナキニ至リタル場合
- 三 空襲警報 航空機ノ來襲ノ危險アル場合
- 四 空襲警報解除 航空機ノ來襲ノ危險ナキニ至リタル場合

當該區域ノ防衛ヲ擔任スル防衛司令官、師團長、要塞司令官、鎮守府司令長官若ハ要港部司令官（以下陸海軍司令官ト稱ス）又ハ其ノ指定スル者ノ發スル防空警報ヲ以テ前項ノ防空警報トス

第八條 防空法第十一條第一項ノ關係者ハ第二條ニ掲グル事業若ハ施設又ハ第三條ニ掲グル特殊施設ノ管理者又ハ所有者トシ關係アル場所ハ此等ノ者ノ管理又ハ所有スル土地及建物其ノ他ノ工作物トス
防空法第十一條第三項ノ證票ハ別記様式ニ依ル

四 警 防 團 令

(昭和十四年一月二十四日勅令第二十號)
附内務省告示第二十六號

- 第一條 警防團ハ防空、水火消防其ノ他ノ警防ニ従事ス
- 第二條 地方長官(東京府ニアリテハ警視總監以下之ニ同ジ)ハ職權又ハ市町村長ノ申請ニ依リ警防團ヲ設置スルモノトス
- 第三條 前條ノ警防團ニ非サレハ警防團ノ名稱ヲ用フルコトヲ得ズ
- 第四條 警防團ノ區域ハ市町村ノ區域ニ依ル但シ土地ノ狀況ニ依リ市町村内ニ於テ適宜區域ヲ定ムルコトヲ得
- 第五條 警防團ハ團長、副團長、分團長、部長、班長及警防員ヲ以テ之ヲ組織ス但シ分團長、部長又ハ班長ハ之ヲ置カザルコトヲ得
- 第六條 團長副團長ハ地方長官、其ノ他ノ團員ハ警察署長之ヲ命免ス
- 第七條 團長ハ團員ヲ統率シ團務ヲ掌理ス
- 副團長ハ團長ヲ補佐シ團長事故アルトキハ之ヲ代理ス
- 分團長、部長及班長ハ上司ノ命ヲ承ケ團員ヲ指揮シテ業務ニ従事ス
- 第八條 警防團ハ地方長官之ヲ監督ス
- 警察署長ハ地方長官ノ命ヲ承ケ警防團ヲ指揮監督ス
- 第九條 警防團ハ警察部長(警視廳ニアリテハ警務部長但シ水火消防ニ關シテハ消防部長以下之ニ同ジ)又ハ警察署長ノ指揮ニ從ヒ行動スベシ但シ緊急已ムヲ得ザル場合ニ於テハ市町村長又ハ團長ノ指揮ニ從ヒ行動スルヲ妨ゲズ

- 市町村長ハ其ノ擔當スル防空業務ニ付警察署長ニ協議シ警防團ニ指示スル事ヲ得
- 第十條 警防團ハ警察部長又ハ警察署長ノ命ニ依リ其ノ區域外ノ警防ニ應援スベシ
- 第十一條 地方長官及警察署長ハ警防團ノ訓練ヲ行フベシ
- 第十二條 警視廳官制及特設消防署規程ニ依リ設置スル消防署ノ管轄區域ニ於テハ本令中水火消防ニ關スル警察署長ノ職務ハ消防署長之ヲ行フ
- 第十三條 警防團員ノ服務紀律及懲戒ニ關スル規程ハ地方長官之ヲ定ム
- 第十四條 警防團員ノ定員及給與並ニ警防團ニ必要ナル設備資材ハ市町村會ニ諮問シ地方長官之ヲ定ム
- 前項ノ設備資材ハ市町村ニ於テ之ヲ備フベシ
- 第十五條 警防團ニ關スル費用ハ市町村ノ負擔トス
- 第十六條 市町村長ハ地方長官又ハ警察署長ノ諮問ニ應ジ警防團ニ關シ意見ヲ答申スベシ
- 第十七條 町村組合ニシテ町村ノ事務ノ全部又ハ役場事務ヲ共同處理スルモノハ本令ノ適用ニ付テハ之ヲ一町村、其ノ組合管理者ハ之ヲ町村長ト看做ス
- 町村制ヲ施行セザル地ニ於テハ本令中町村ニ關スル規定ハ町村ニ準ズベキモノニ、町村長ニ關スル規定ハ町村長ニ準ズベキ者ニ之ヲ適用ス
- 第十八條 内務大臣ノ指定スル市ニ於テハ警防團ノ外地方長官ノ認可ヲ受ケ市長ハ其ノ擔當スル防空業務ニシテ地方長官ノ指定スルモノニ従事セシムル團體ヲ設置スルコトヲ得
- 第十九條 第四條乃至第十一條及第十五條ノ規定ハ前條ノ團體ニ之ヲ準用ス但シ地方長官又ハ警察部長トアルハ市長、警察署長トアルハ市長ノ定ムル者トス
- 第二十條 地方長官警防業務ノ統制上必要アリト認ムルトキハ第十八條ノ團體ヲ指揮スルコトヲ得

警察署長職務執行上必要アリト認ムルトキハ第十八條ノ團體ニ對シ指示スルコトヲ得
第二十一條 第十八條ノ團體ノ名稱及組織並ニ團員ノ定員、服務方法、服務規律、懲戒、服裝及給與ニ
關スル事項ハ地方長官ノ認可ヲ受ケ市長之ヲ定ム

附 則

本令ハ昭和十四年四月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ警防團及第十八條ノ團體ノ設置ニ必要ナル手續ニ關スル
規定ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
消防組規則ハ之ヲ廢止ス

○内務省告示第二十六號

警防團令第十八條ノ規定ニ依リ市ヲ指定スルコト左ノ如シ

昭和十四年一月二十四日

内務大臣 侯爵 木 戸 幸 一

東京市、京都市、大阪市、横濱市、神戸市、名古屋市

○燈 火 管 制

五 燈 火 管 制 規 則

(昭和十三年四月四日
内務、陸軍、海軍、逓信、鐵道省令第一號)

第一條 燈火管制ヲ實施シ又ハ其ノ訓練ヲ爲ス場合ニ於テ防空法第八條及第十條第三項ノ規定ニ依ル光
ノ秘匿ハ本令ノ定ムル所ニ依ル

第二條 燈火管制ハ第四條ニ規定スル場合ヲ除クノ外警戒管制及空襲管制トス

警戒管制ハ警戒警報又ハ空襲警報解除ノ發セラレタル時ヨリ警戒警報解除又ハ空襲警報ノ發セラレル
迄ノ間之ヲ行フ

空襲管制ハ空襲警報ノ發セラレタル時ヨリ空襲警報解除ノ發セラレル迄ノ間之ヲ行フ

燈火管制ノ訓練ヲ爲ス場合ニ於ケル前二項ノ防空警報ハ訓練防空警報トス

第三條 警戒管制又ハ空襲管制中ノ光ノ秘匿ハ日夜ヨリ日出迄ノ間第一號表乃至第七號表ニ掲グル程度
ニ於テ之ヲ爲スベシ

第四條 第一號表ノ屋外燈(標識燈類、街路燈類及屋外作業燈類ヲ除ク)ニシテ地方長官(東京府ニ在
リテハ警視總監以下之ニ同ジ)ノ指定スルモノハ其ノ定ムル期間日夜ヨリ日出迄ノ間警戒管制ノ程度
ニ依リ其ノ光ヲ秘匿スベシ

地方長官前項ノ規定ニ依リ屋外燈ヲ指定シ又ハ其ノ光ヲ秘匿スベキ期間ヲ定メタルトキハ之ヲ告示ス
ベシ

第五條 左ノ各號ニ掲グル光ニ付テハ本令ノ制限ヲ適用セズ

一 建築物、車輛、船舶、隧道、地下道等ノ内部ノ光ニシテ外部ニ漏レザルモノ

二 特別ノ事情ニ因リ必要アリト認メ地方長官ノ指定スル光

第六條 左ニ掲グル場合ニ於テハ本令ノ規定ニ拘ラズ必要最小限度ノ光ヲ使用スルコトヲ得

一 消防、人命救助等ノ爲緊急ノ必要アルトキ

二 特別ノ必要ニ因リ警察署長ノ許可ヲ受ケタルトキ

第七條 第一號表乃至第七號表中警戒管制ノ甲ノ程度ヲ適用スベキ區域ハ防空法施行令第七條ノ陸海軍
司令官(以下陸海軍司令官ト稱ス)ノ通知ニ依リ地方長官之ヲ定メ其ノ他ノ區域ハ乙ノ程度ヲ適用ス
ベキ區域トス

第 號

年 月 日 交付

防空法第十一條第三項ノ規定ニ依ル證票

主務省、道府縣
印
又ハ市町村

官 職 氏 名

裏 面

防空法摘要

第十一條 防空ニ關スル調査ノ爲必要アルトキ主務大臣、地方長官又ハ市町村長ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ關係者ニ對シ資料ノ提出ヲ命ジ又ハ官吏若ハ吏員ヲシテ關係アル場所ニ立入り検査ヲ爲サシムルコトヲ得但シ私人ノ邸宅並ニ業務上ノ秘密ニ屬スル事項及設備ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ規定ニ依リ立入ル場合ニ於テハ其ノ旨豫メ其ノ場所ノ管理者ニ通知スベシ

當該官吏又ハ吏員第一項ノ規定ニ依リ關係アル場所ニ立入ル場合ハ其ノ證票ヲ携帯スベシ

第十九條 第八條ノ規定ニ違反シタル者ハ三百圓以下ノ罰金、拘留又ハ科料ニ處ス

故ナク第十一條第一項ノ規定ニ依ル資料ノ提出ヲ拒ミ若ハ虛偽ノ資料ヲ提出シ又ハ當該官吏若ハ吏員ノ立入検査ヲ拒ミ若ハ妨ゲタル者亦前項ニ同ジ

防空法施行令摘要

第八條 防空法第十一條第一項ノ關係者ハ第二條ニ掲グル事業若ハ施設又ハ第三條ニ掲グル特殊施設ノ管理者又ハ所有者トシ關係アル場所ハ此等ノ者ノ管理又ハ所有スル土地及建物其ノ他ノ工作物トス

防空法第十一條第三項ノ證票ハ別記様式ニ依ル

第十三條 防空法第三條及第十條ノ主務大臣ハ内務大臣、同法第十一條ノ主務大臣ハ内務大臣、陸軍大臣又ハ海軍大臣トス

第九條 防空法第十二條ノ規定ニ依ル療養又ハ葬祭ニ要スル費用ハ防空ノ實施ニ從事セシメタル者ニ於テ之ヲ悉スベシ

前項ノ費用ノ支給ニ關シ必要ナル事項ハ地方長官又ハ防空法第三條第一項ノ規定ニ依ル防空計畫ノ設定者ニ在リテハ内務大臣、市町村長ニ在リテハ地方長官ノ認可ヲ受ケ之ヲ定ムベシ

第十條 防空法第十三條ノ規定ニ依リ補償スベキ損失ハ通常生ズベキ損失ニ限ル

第十一條 防空法第十四條ノ規定ニ依ル實費辨償ニ關シ必要ナル事項ハ地方長官又ハ同法第三條第一項ノ規定ニ依ル防空計畫ノ設定者内務大臣ノ認可ヲ受ケ之ヲ定ム

第十二條 防空法第十七條ノ規定ニ依ル國庫補助ハ支出精算額ニ對シ之ヲ爲ス但シ寄附金其ノ他ノ收入アルトキハ之ヲ控除シタル額ニ對シ補助ス

前項ノ規定ニ依リ交付シタル國庫補助金ハ左ニ掲グル場合ニ於テハ其ノ全部又ハ一部ヲ返還セシムルコトヲ得

一 設備又ハ資材ヲ廢棄又ハ變更シ當初ノ目的ヲ達シ得ザルニ至リタルトキ

二 補助金交付ノ條件ニ違反シタルトキ

第十三條 防空法第三條及第十條ノ主務大臣ハ内務大臣、同法第十一條ノ主務大臣ハ内務大臣、陸軍大臣又ハ海軍大臣トス

第十四條 陸海軍司令官ハ監視網構成ノ概要ニ付及陸海軍ノ行フ防衛ノ必要上使用ヲ禁止又ハ制限スルコトアルベキ土地建物ニ付防空計畫ノ設定上必要ナル事項ヲ防空計畫ノ設定者ニ通知スベシ

前項ノ通知アリタルトキハ之ニ準據シテ防空計畫ヲ設定スベシ

第十五條 條防空計畫ノ認可ヲ爲ス場合ニ於テ陸海軍ノ行フ防衛ニ即應セシムル爲必要アル事項ニ關シテハ内務大臣ハ陸軍大臣及海軍大臣ニ地方長官ハ陸海軍司令官ニ協議スベシ

第十六條 左ニ掲グル事項ニ關シテハ内務大臣ハ關係各大臣ニ、地方長官ハ關係地方官廳ニ協議スベシ

一 防空計畫ノ認可ヲ爲ス場合ニ於テ當該計畫中國ニ於テ管理スル土地家屋物件ノ使用ニ關スル事項
二 防空計畫ノ認可ヲ爲ス場合ニ於テ設備又ハ資材ノ整備又ハ供用ニシテ他ノ法令ニ依リ認可又ハ許可ヲ要スルモノニ關スル事項

三 防空法第三條第一項ノ規定ニ依ル指定及同條第二項ノ規定ニ依ル認可

四 設備又ハ資材ノ整備又ハ供用ニシテ他ノ法令ニ依リ認可又ハ許可ヲ要スルモノニ關スル防空法第五條ノ規定ニ依ル命令

五 防空法第三條第一項ノ規定ニ依ル防空計畫ノ設定者ニ對スル同法第十條第一項ノ規定ニ依ル命令
第十七條 町村組合ニシテ町村ノ事務ノ全部又ハ役場事務ヲ共同處理スルモハ本令ノ適用ニ付テハ之ノ

ヲ一町村、其ノ組合管理者ハ之ヲ町村長ト看做ス
町村制ヲ施行セザル地ニ於テハ本令中町村ニ關スル規定ハ町村ニ準ズベキモノニ、町村長ニ關スル規定ハ町村長ニ準ズベキ者ニ之ヲ適用ス

附 則

本令ハ防空法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

| 種 | 類 | 標識燈類 | 裝飾廣告燈看類 | 街路燈類 | |
|---|------|----------------------------------|---|-------------------------|--|
| 警 | 乙 | 滅 透視距離五〇〇 米以下トスルコ ト | 火災警報機 非常警報機 避難所標識燈 救護所標識燈 警察消防官署標識燈 消防標識燈 その他之類 消火栓標識燈 其ノ他之類 燈 | 廣告燈 看板燈 其他之類 燈 | |
| | | | 滅 透視距離五〇〇 米以下トスルコ ト | 消 燈 | 減光且遮光 街路面一〇〇平 方米ニ付一・五 燭光以内、一燈 一六燭光以下 スルコト |
| 管 | 甲 | 減光且遮光 透視距離五〇〇 米以下トスルコ ト | 火災警報機 非常警報機 避難所標識燈 救護所標識燈 警察消防官署標識燈 消防標識燈 その他之類 消火栓標識燈 其ノ他之類 燈 | 廣告燈 看板燈 其他之類 燈 | 消 燈 |
| | | | 減光且遮光 透視距離五〇 〇米以下トス ルコト | 消 燈 | 但シ迅速ニ消 シタル處ニ消 シ得ルモ、許 可ヲ受ケル最 大照面 ニ於ケル五 〇燭光以下 クシ、一五 燭光且遮光 トシテ減 得 |
| | 空襲管制 | 減光且遮光 透視距離五〇 〇米以下トス ルコト | 火災警報機 非常警報機 避難所標識燈 救護所標識燈 警察消防官署標識燈 消防標識燈 その他之類 消火栓標識燈 其ノ他之類 燈 | 廣告燈 看板燈 其他之類 燈 | 消 燈 |
| | | | 地表上三〇〇米 以上ノ何レノ點 ヨリモ光源又ハ 其ノ反射光等一 切ノ光ヲ認メ得 ザルコト | | |

第一號表 一般外燈ノ光ノ秘匿ノ程度

前項ノ規定ニ依リ難キ海上ノ區域ニ付テハ別ニ之ヲ定ム

第八條 第一號表、第二號表、第四號表又ハ第五號表中ノ許可又ハ指定ハ地方長官之ヲ爲スモノトス

第九條 第一號表、第二號表、第四號表、第五號表及第七號表中隱蔽ト稱スルハ開口部其ノ他ニ覆ヲ施シ外部ニ對シ漏光ナカラシムルヲ謂フ

第一號表乃至第五號表中遮光ト稱スルハ光源ニ對シ直接覆ヲ施シ又ハ之ニ準ズル方法ヲ講ジ各表ニ掲グル條件ニ依リ光ヲ遮ルヲ謂フ

第四號表及第五號表中確認距離ト稱スルハ燈火ノ目的ニ應ジ實用ニ適スル程度ニ認識シ得ル最大限度ノ距離ヲ謂フ

第一號表、第三號表、第四號表、第五號表及第七號表中透視距離ト稱スルハ光源及其ノ反射光等一切ノ光ヲ認識シ得ル最大限度ノ距離ヲ謂フ

第十條 左ニ掲グル事項ニ關シテハ地方長官又ハ警察署長ハ陸海軍司令官ニ協議スベシ但シ豫メ陸海軍司令官ト協定シタル事項ニ關シテハ此ノ限ニ在ラズ

一 第一號表、第二號表、第四號表又ハ第五號表ニ依ル許可又ハ指定ヲ爲サントスルトキ

二 第四條第一項ノ規定ニ依リ屋外燈ヲ指定シ又ハ其ノ光ヲ秘匿スベキ期間ヲ定メントスルトキ

三 第五條第二號ノ規定ニ依リ指定セントスルトキ

四 空襲管制ノ場合ニ於テ第六條第二號ノ規定ニ依リ許可ヲ爲サントスルトキ

附 則

本令ハ昭和十三年四月十日ヨリ之ヲ施行ス

| | | |
|------------------|--------|--|
| 店 先 燈 類 | 種 類 | 店先吊飾燈 店先箱下飾燈 店先列照燈 店先類明燈 其ノ他ニ類スル 燈火ノ先トハ 註面ノ外部ヲ |
| | | 消燈 |
| 消燈 | 乙 | 管 制 |
| 消燈 | 甲 | 管 制 |
| 消燈 | | 空 襲 管 制 |
| 消燈 | | 遮 光 條 件 |

第二號表

一般屋内燈ノ光ノ秘匿ノ程度

| | |
|--------|--|
| 特別屋外燈類 | 公庭園燈 社屋燈 庭園燈 廣場燈 各種運動場燈 樂場燈 其ノ他ノ屋外燈類 （例）露燈、管燈、 燈、屋上燈、墓 註禮用燈、祭 含物内ノ燈火ヲ |
| 消燈 | 但シ公園燈、廣 寺屋外燈、廣 照明燈ニ限リ 通治安維持ノ 要アル場合ニ 一〇〇平方 付、〇・二 内、〇・二 以テ下ニ減 遮光シ各燈 隔シテ八〇 トシテ残置 コトヲ得 |
| 消燈 | 消燈 |
| 消燈 | 消燈 |
| 消燈 | 消燈 |

| | | |
|------------------|--|-------------------------------|
| 屋外作業燈類 | 門 軒 燈 類 | 地下道照明燈其ノ 他ニシテ地表ニ放 光スル燈火 |
| 露 店 燈 | 門 軒 燈 類 其ノ他ニ類スル 燈火（例）標札照 明燈、玄関「テ レス」燈等） | 地下道照明燈其ノ 他ニシテ地表ニ放 光スル燈火 |
| 減光且遮光 燭光以下トスル | 減光且遮光 作業面一〇〇平 方米ニ付三燭光 以内、一燈一六 燭光以下トスル | 減光且遮光 燭光以下トスル |
| 消燈 | 消燈 | 消燈 |
| 消燈 | 消燈 | 消燈 |
| 消燈 | 消燈 | 消燈 |
| 消燈 | 消燈 | 消燈 |
| 消燈 | 消燈 | 消燈 |

光源ノ下端ヨリ
遮光具ノ下端ニ
引キタル線ガ光
源ノ下方ニ向ヒ
且水平面ト二〇
度以上ノ角ヲナ
スコト

| 種 類 | 交通信號燈類 | 交通標識燈類 | 種 類 | | |
|--|--|--|--|--|--|
| | | | 乙 | 甲 | 空襲管制 |
| 前照燈 側照燈 照燈 含ム | 交通整理信號燈 其ノ他之ニ類ス | 安全地帯標識燈 停留所標識燈 障ノ他之ニ類ス ル燈火 | 平常ノ儘 | 減光且透視距離五〇〇 | 減消光且透視距離五〇〇 |
| | 透視距離五〇〇 米以下トスルコ | 減光且透視距離五〇〇 | 減光且透視距離五〇〇 | 減消光且透視距離五〇〇 | 減消光且透視距離五〇〇 |
| | 減光且透視距離五〇〇 | 減光且透視距離五〇〇 | 減光且透視距離五〇〇 | 減消光且透視距離五〇〇 | 減消光且透視距離五〇〇 |
| | 減光且透視距離五〇〇 | 減光且透視距離五〇〇 | 減光且透視距離五〇〇 | 減消光且透視距離五〇〇 | 減消光且透視距離五〇〇 |
| 自動車水水平ノトキ 燈器ヨリ直接發 ル射光ガ一度以 上ノ上空ニ向ハザ ルコト | 自動車水水平ノトキ 燈器ヨリ直接發 ル射光ガ一度以 上ノ上空ニ向ハザ ルコト | 自動車水水平ノトキ 燈器ヨリ直接發 ル射光ガ一度以 上ノ上空ニ向ハザ ルコト | 自動車水水平ノトキ 燈器ヨリ直接發 ル射光ガ一度以 上ノ上空ニ向ハザ ルコト | 自動車水水平ノトキ 燈器ヨリ直接發 ル射光ガ一度以 上ノ上空ニ向ハザ ルコト | 自動車水水平ノトキ 燈器ヨリ直接發 ル射光ガ一度以 上ノ上空ニ向ハザ ルコト |

第三號表 一般交通關係燈ノ光ノ秘匿ノ程度

| 普通屋內燈類 | |
|--------------------------------------|------------|
| 店先燈類以外ノ屋內燈 | |
| 減光且透視距離五〇〇 | 減光且透視距離五〇〇 |
| 減光且透視距離五〇〇 | 減光且透視距離五〇〇 |
| 隱消 蔽燈 | |
| 乙ノ(イ)及甲ノ場合 光源ヨリ直接發スル射光ガ開口部ニ向ハザルコト | |

第四號表

鐵道軌道關係燈ノ光ノ秘匿ノ程度

| | | | |
|--|--|--|---------|
| 信號合圖燈類 | | | 種 |
| 類燈道各燈手 ス火路種火信 ル其ヲ反信號 燈ノ表應號ニ 火他示器類用 之ス燈似フ ニルノル | 類燈合 ス火圖ヲ徐 ル其ニ含行 燈ノ用ム 火他フ 之ル ニ語 | 臨入誘 時換導 信信信 號號號 機機機 燈燈燈 | 類 |
| 平常ノ儘 | | | 乙 管 戒 |
| 減 下テ道敷米確光 トハノ設以認且 ス一部ス下距遮 ル〇分ル'離光 コ〇=鐵道四 ト米在道路〇 以リ軌=〇 | 減 下テ道敷米確光 トハノ設以認且 ス一部ス下距遮 ル〇分ル'離光 コ〇=鐵道三 ト米在道路〇 以リ軌=〇 | 減 下テ道敷米確光 トハノ設以認且 ス一部ス下距遮 ル〇分ル'離光 コ〇=鐵道六 ト米在道路〇 以リ軌=〇 | 甲 管 制 |
| 減消 下テ道敷米確光 トハノ設以認且 ス一部ス下距遮 ル〇分ル'離光燈 コ〇=鐵道四 ト米在道路〇 以リ軌=〇 | 減消 下テ道敷米確光 トハノ設以認且 ス一部ス下距遮 ル〇分ル'離光燈 コ〇=鐵道三 ト米在道路〇 以リ軌=〇 | 減消 下テ道敷米確光 トハノ設以認且 ス一部ス下距遮 ル〇分ル'離光燈 コ〇=鐵道六 ト米在道路〇 以リ軌=〇 | 空 襲 管 制 |
| 地表上三〇〇米以 上ノ何レノ點ヨリ モ光源又ハ其ノ反 射光等一切ノ光ヲ 認メ得ザルコト | | | 遮 光 條 件 |

| | | | | | |
|--|--|--|--------------------------------------|---------------------|---|
| 携帶燈類 | 普通車輛燈類 | 自動車燈類 | | | |
| 個人携帶燈 其ノ他之ニ類ス ル燈火 | 手轉車 人力車 荷馬車 乘合馬車 其ノ他之ニ類ス ル燈火 | 室內 乘合自動車 標示燈 其ノ他ノ燈火 | 空方 車向 札幕 照照 明明 燈燈 | 計方 向指 示器 燈 | 停車 尾 止 號 照 明 燈 |
| 平常ノ儘 | 平常ノ儘 | 平常ノ儘 但シ乗合自動車 室内燈ニ限リ各 燈毎ニ遮光スル コト | | | 平常ノ儘 |
| 消 コキ下リ有ズ電ル一 トハノ設以認且 ス一部ス下距遮 ル〇分ル'離光 コ〇=鐵道四 ト米在道路〇 以リ軌=〇 | 減 下テ道敷米確光 トハノ設以認且 ス一部ス下距遮 ル〇分ル'離光 コ〇=鐵道三 ト米在道路〇 以リ軌=〇 | 消 トシニ限室内但 ヲテ減リ内シ 得殘光二燈乗 電シ燭ハ合 ス且光一自 ル遮以燈動 コ光下ニ車 | 減 ト米透視 以下距 ト離光 ス三 ル〇〇 | 平常ノ儘 | 減 下距各 ト離一 ス三燈 ル〇ト コ〇光 ト米透 以視 |
| 消 燈 | | 消 燈 | | | |
| 燈器水平ノトキ其 ノ光源ヲ地表上三 〇〇米以上ノ何レ ノ點ヨリモ認メ得 ザルコト | | 光源ヨリ直接發ス ル射光ガ開口部ニ 向ハザルコト | | | |

| 車輛特殊火光類 | | 車輛燈類 | | 自動閉式燈 |
|------------------------------|-----------------|--|--|--------------------|
| 蒸氣機 口火 類 | 蒸氣機 突火 類 | 計運先 行香表 表示燈 | 車內 照明 燈 | 平常ノ儘 |
| 平常ノ儘 但シ發光量ノ減 少ニ努ムルコト | 平常ノ儘 | 減光且遮光 (イ)ノ場合 平ノ方ノ廣サ付 下燈ト以テ トスルコト | 減光且遮光 (イ)ノ場合 平ノ方ノ廣サ付 下燈ト以テ トスルコト | 減光且遮光 ト米以下トスルコト |
| 發光量及發光時間 トノ減少ニ努ムルコト | 減光 ト米以下トスルコト | 減光且遮光 (イ)ノ場合 平ノ方ノ廣サ付 下燈ト以テ トスルコト | 減光且遮光 (イ)ノ場合 平ノ方ノ廣サ付 下燈ト以テ トスルコト | 減光且遮光 ト米以下トスルコト |
| 發光量及發光時間 トノ減少ニ努ムルコト | 減光 ト米以下トスルコト | 減光且遮光 (イ)ノ場合 平ノ方ノ廣サ付 下燈ト以テ トスルコト | 減光且遮光 (イ)ノ場合 平ノ方ノ廣サ付 下燈ト以テ トスルコト | 減光且遮光 ト米以下トスルコト |
| 上方全部及側方 以上ノ部ヲ三分 ノ放光ヲコト | 減光 ト米以下トスルコト | 減光且遮光 (イ)ノ場合 平ノ方ノ廣サ付 下燈ト以テ トスルコト | 減光且遮光 (イ)ノ場合 平ノ方ノ廣サ付 下燈ト以テ トスルコト | 減光且遮光 ト米以下トスルコト |

| 車輛標識燈類 | | 地上標識燈類 | | |
|--------------------|--------------------------------|------------------------------|--------------------|---|
| 後部標識燈 | 前部標識燈 註 前照燈及 トロリ燈 ヲ合ム | 信號機 別標識 種類 類似 各議 | 接近表示燈 | 轉機及 標識 等 ノ 標識 燈 等 ノ 標識 燈 等 ノ 標識 燈 等 |
| 平常ノ儘 | 減光 ト米以下トスルコト | 平常ノ儘 | 平常ノ儘 | 減光且遮光 ト米以下トスルコト |
| 減光且遮光 ト米以下トスルコト | 減光且遮光 ト米以下トスルコト | 減光且遮光 ト米以下トスルコト | 減光且遮光 ト米以下トスルコト | 減光且遮光 ト米以下トスルコト |
| 減光且遮光 ト米以下トスルコト | 減光且遮光 ト米以下トスルコト | 減光且遮光 ト米以下トスルコト | 減光且遮光 ト米以下トスルコト | 減光且遮光 ト米以下トスルコト |
| 減光且遮光 ト米以下トスルコト | 減光且遮光 ト米以下トスルコト | 減光且遮光 ト米以下トスルコト | 減光且遮光 ト米以下トスルコト | 減光且遮光 ト米以下トスルコト |
| 地表上三〇〇米以 | 地表上三〇〇米以 | 地表上三〇〇米以 | 地表上三〇〇米以 | 地表上三〇〇米以 |

特殊照明燈類

| | | |
|---|---|---|
| <p>乘降場屋外燈 洗滌臺屋外燈 給水屋外燈 其他之類 其燈ノ注 ル建火 火物内ム ヲ含ム 燈キ</p> | <p>各種詰所屋外燈 電車之柱外燈 其他之類 其燈ノ注 ル建火 火物内ム ヲ含ム 燈キ</p> | <p>入換作業用構内 照明燈 註 操車場組 成限 成限</p> |
| <p>減光且遮光 地表面一〇〇平 方米ニ付三燭光 以内、一燈一六 燭光以下トスル コト</p> | <p>減光且遮光 地表面一〇〇平 方米ニ付一・五 燭光以内、一燈 一六燭光以内ト スルコト</p> | <p>以內、一燈五〇 燭光以下トスルコ ト</p> |
| <p>消 但シ得ル迅速燈 シ得ル迅速燈 ジケモ電消 可ヲ受ル最被照面許 度於ケル最被照面許 シヲケル最被照面許 ス且以テ減光ク得 電シスルコトヲ得</p> | <p>消 但シ得ル迅速燈 シ得ル迅速燈 ジケモ電消 可ヲ受ル最被照面許 度於ケル最被照面許 シヲケル最被照面許 ス且以テ減光ク得 電シスルコトヲ得</p> | <p>消 但シ得ル迅速燈 シ得ル迅速燈 ジケモ電消 可ヲ受ル最被照面許 度於ケル最被照面許 シヲケル最被照面許 ス且以テ減光ク得 電シスルコトヲ得</p> |
| <p>消 燈</p> | | |
| <p>光源ノ下端ヨリ遮 光具ノ下端ニ引キ タル線ガ光源ノ下 方ニ向ヒ且水平面 ト二〇度以上ノ角 ヲナスコト</p> | | |

點檢燈類

| | | |
|---|--|---|
| <p>列車扱構内照明 燈 其ノ他之ニ類ス ル燈火</p> | <p>點檢 巡檢燈 其車點檢 ル他之類 註燈ノ注 場合ニ本類 合使用ノ目 ヲ合スル的 ム</p> | <p>電氣機關車、電 車、軌條電車、電 網車、等ノ火花</p> |
| <p>減光且遮光 作業面一〇〇平 方米ニ付三燭光</p> | <p>平常ノ儘</p> | <p>極力防止ニ努ムル コト</p> |
| <p>消 但シ得ル迅速燈 シ得ル迅速燈 ジケモ電消 可ヲ受ル最被照面許 度於ケル最被照面許 シヲケル最被照面許 ス且以テ減光ク得 電シスルコトヲ得</p> | <p>減消 光且遮光燈 一米ノ距離ニ於 テ被照面ノ照度 ヲ〇・五「ルク ス」以下トスル コト</p> | <p>極力防止ニ努ムル コト</p> |
| <p>消 燈</p> | <p>減消 光且遮光燈 一米ノ距離ニ於 テ被照面ノ照度 ヲ〇・五「ルク ス」以下トスル コト</p> | <p>極力防止ニ努ムル コト</p> |
| <p>燈器水平ノトキ其 ノ光源ヲ地表上三 〇〇米以上ノ何レ ノ點ヨリモ認メ得 ザルコト</p> | | |

| | | | | |
|---|--|--|--|--|
| 地下ニ敷設シタル 鐵道軌道内燈 及隧道内照明燈 類 | | | | |
| 地下ニ敷設シタル 鐵道軌道内燈 ニノ他内照地火 放光スルテ地表 | 踏切照明燈 | | | |
| 減光且遮光 八燭光以下トス ルコト | 平方米ニ付八燭 光以内一燈一六 燭光以下トスル コト | | | |
| 得殘以透但 置下視シ スニ距離必要 ル減離ニ應 コトシ○應 ヲテ米ジ | 踏切注意表示燈 ハニ切注切 ル該代用意表 置制燈用標示 ス限内類スル コトニニル照 ト於關モ明燈 ヲテスノ燈踏 | | | |
| 隱消 蔽燈 | 踏切注意表示燈 ハニ切注切 ル該代用意表 置制燈用標示 ス限内類スル コトニニル照 ト於關モ明燈 ヲテスノ燈踏 | | | |
| 光源ノ下端ヨリ遮 光具ノ下端ニ引キ タル線ガ光源ノ下 方ニ向ヒ且水平面 トニ〇度以上ノ角 ヲナスコト | | | | |

| | | | | |
|---|---|---|--|---|
| 踏切燈類 | | | | |
| 踏切注意標照明 踏切表示燈 | 踏切警報器燈 | 出札口屋外燈 改築札口屋外燈 註建側壁外燈 火物内ナキ燈 ヲ含ム | 屋外各種表示燈 誘注側壁ナキ燈 火物内ナキ燈 ヲ含ム | 屋内各種表示燈 |
| 減光且遮光 踏切道面一〇〇 ルコト | 平常ノ儘 | 減光且遮光 一改築口一箇光 以下燈集札ニ又 トトスシ五燭對 スルコト光シ | 消 コ光〇ノニ但 トシ〇ハ指シ誘 ヲテ米透定導燈 得殘以視シタル 置下距離及特 スニ離ルモ ル減五 | 平常ノ儘 |
| 消 但シ必要ニ應ジ | 減 ト米透視且 以下距離光 ト離ス三〇 ルコ | 減 ト米透視且 以下距離光 ト離ス五〇 ルコ | 消 コ光〇ノニ但 トシ〇ハ指シ誘 ヲテ米透定導燈 得殘以視シタル 置下距離及特 スニ離ルモ ル減三 | 減 ト米透視且 以下距離光 ト離ス三〇 ルコ |
| 消 但シ必要ニ應ジ | 減 ト米透視且 以下距離光 ト離ス三〇 ルコ | 減 ト米透視且 以下距離光 ト離ス五〇 ルコ | 消 トシ〇リ但 ヲテ米透シ 得殘以視誘 置下距離導燈 スニ離燈 ル減三ニ コ光〇限 | 隱消 蔽燈 |
| 光源ノ下端ヨリ遮 光具ノ下端ニ引キ タル線ガ光源ノ下 方ニ向ヒ且水平面 トニ〇度以上ノ角 ヲナスコト | 光源ノ下端ヨリ遮 光具ノ下端ニ引キ タル線ガ光源ノ下 方ニ向ヒ且水平面 トニ〇度以上ノ角 ヲナスコト | 光源ノ下端ヨリ遮 光具ノ下端ニ引キ タル線ガ光源ノ下 方ニ向ヒ且水平面 トニ〇度以上ノ角 ヲナスコト | 光源ノ下端ヨリ遮 光具ノ下端ニ引キ タル線ガ光源ノ下 方ニ向ヒ且水平面 トニ〇度以上ノ角 ヲナスコト | 光源ノ下端ヨリ遮 光具ノ下端ニ引キ タル線ガ光源ノ下 方ニ向ヒ且水平面 トニ〇度以上ノ角 ヲナスコト |

船舶關係燈ノ光ノ秘匿ノ程度

| 船 燈 類 | 航路關係燈類 | | 種 類 |
|--------------------|--------|-----------------------------|-------------|
| | 橋梁表示燈 | 航路標識燈ニ類 航路標識燈ニ類 スル燈火 | |
| 海上衝突豫防法ニ規定スル船燈ニ於テ注 | 橋梁表示燈 | 航路標識燈ニ類 航路標識燈ニ類 スル燈火 | 類 |
| 海上衝突豫防法ニ規定スル船燈ニ於テ注 | 平常ノ儘 | 減光且遮光 確認距離一〇〇 ト米以下トスル | 乙 管 制 |
| 海上衝突豫防法ニ規定スル船燈ニ於テ注 | 平常ノ儘 | 減光且遮光 確認距離一〇〇 ト米以下トスル | 甲 管 制 |
| 海上衝突豫防法ニ規定スル船燈ニ於テ注 | 平常ノ儘 | 減光且遮光 確認距離一〇〇 ト米以下トスル | 空襲管制 |
| 海上衝突豫防法ニ規定スル船燈ニ於テ注 | 平常ノ儘 | 減光且遮光 確認距離一〇〇 ト米以下トスル | 遮光條件 |

| 船舶照明燈類 | | | ケル船舶ノ 船燈ヲ含ム |
|----------------------|--------------------|-------------|----------------|
| 探照燈 其ノ他ノ火 等ヲ含ム | 起重機 荷役用船室 外照 | 一般船室外 照明 | |
| 探照燈 其ノ他ノ火 等ヲ含ム | 起重機 荷役用船室 外照 | 一般船室外 照明 | ケル船舶ノ 船燈ヲ含ム |
| 探照燈 其ノ他ノ火 等ヲ含ム | 起重機 荷役用船室 外照 | 一般船室外 照明 | ケル船舶ノ 船燈ヲ含ム |
| 探照燈 其ノ他ノ火 等ヲ含ム | 起重機 荷役用船室 外照 | 一般船室外 照明 | ケル船舶ノ 船燈ヲ含ム |

代
勝
寫